

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜観光局、健康福祉部、こども・女性局、医療政策部＞

開催日時 平成28年3月16日（水） 10:03～16:20

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

田尻 匠 委員長

阪口 保 副委員長

亀田 忠彦 委員

山中 益敏 委員

松本 宗弘 委員

川田 裕 委員

井岡 正徳 委員

西川 均 委員

中野 雅史 委員

萩田 義雄 委員

小泉 米造 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 浪越 副知事

野村 総務部長

福井 観光局長

土井 健康福祉部長

上山 こども・女性局長

渡辺 医療政策部長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 2月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○田尻委員長 ただいまから、本日の会議を開きます。

本日は、萩田委員はおくれるとの連絡を受けております。

それでは、日程に従い、観光局、健康福祉部、こども・女性局、医療政策部の審査を行います。

これより、質疑に入ります。

その他の事項も含めて質疑等があればご発言をお願いします。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡素に答弁をお願いします。

それでは、発言をお願いします。

○川田委員 委員長、資料配付とパネル使用の許可をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○田尻委員長 パネルを見せていただいてよろしいですか。

○川田委員 はい。

○田尻委員長 このパネルを使って質疑がありますので、委員の皆様方の了解をとりたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、パネルの使用と、川田委員が用意をされました資料等を配布します。

○川田委員 奈良大立山まつりのことからお聞きします。代表質問でもお聞きしましたが、急遽、補正予算によって祭りをを行うということで、2億円の予算を組まれてやられるということで、代表質問では、経済対策も入れて、冬のお客を呼び込むのだと。これには賛成だったのですが、問題はどのような経済効果、テレビなどでは11億円の経済効果を見込むと、報道はされていましたが、テレビがやっていることなので、実際あのイベントだけで11億円の効果が出るというのは少し疑問があるので、まずそのあたりからお聞かせいただけますか。

○林観光プロモーション課長 まず、経済効果についての質問です。

委員がお述べのように、今回の奈良大立山まつりについては、1月、2月の奈良を集中的にPRするキャンペーンの一環として実施したものです。その経済効果ですが、同時にネットクーポンキャンペーンを実施しており、その効果とあわせて1、2月の宿泊客数の増加を一番重要な指標だと考えているところです。1、2月の宿泊客数の数値については、4月末ぐらいに観光庁の統計が発表されますので、詳細な分析は、それを待って報告したいと考えています。現在主要ホテルから聞き取っている状況では、平成28年1月、2月は、春節が大部分だった去年と比較しても、よい数字が上がっていると聞いており、また、定例記者会見で知事も申し上げたところですが、奈良大立山まつりの期

間中も昨年より宿泊客数が30%増となっているところです。以上です。

○川田委員 知事のご答弁でも、主要11ホテルや、すぐに出される統計を見ても、宿泊客が約30%ふえたと言われたわけですが、この30%というのは、人数的にはどのくらいになるのですか。それと、11ホテルが全部でどれだけの部屋数があるかわからないとパーセンテージだけで言われてもぴんときませんので、部屋数も教えていただけますか。

○山口観光産業課長 奈良大立山まつりの期間中、5日間の延べ宿泊者数と客室稼働率について、県内の主要な10施設にヒアリングを行っています。その結果、延べ宿泊者数の計は、平成27年、前年が6,000人余りでしたが、平成28年には7,800人になり、詳しい数字は29.1%増となっています。客室稼働率については、57ポイントが70ポイントと、詳しくは13.4ポイントふえています。以上です。

○川田委員 ネットクーポンと奈良大立山まつりが同時期で、奈良大立山まつりだけでどれだけふえたかという因果関係は聞き込みでもしない限りはなかなかわからないのかもしれませんが、今ご紹介いただいた数字を見れば、1,800人ぐらいふえたということですね。

次に、これを押さえたところで、この間の代表質問でも経済効果をお聞きし、経済効果を幾らか出されていて、これは11億円という数字でよかったのですか。それとも、もう少し少ない数字で、確かにネットクーポンもあれば、ほかのものもやっておられるので、この奈良大立山まつりに限っては、どのような数字を算出されていたのか。この間の知事答弁ではありませんでしたので、予算審査特別委員会でお聞きすると知事には申し上げていたのですが、その点を教えていただけますか。

○林観光プロモーション課長 当初11億円と言っていた積算ですけれども、5日間の奈良大立山まつりの来場客数を3万人と想定しており、県の観光統計の日帰りの観光客の消費金額は4,000円と出ていまして、3万人掛ける4,000円というのが一つです。あとは、ネットクーポンキャンペーンで、今回4万人増を想定しており、4万人増は宿泊客ですので、1人当たりの単価は、県の宿泊統計等で2万6,000円から2万7,000円と出ていまして、それを掛け合わせて約11億円と想定をしたところです。以上です。

○川田委員 では、11億円が奈良大立山まつり5日間の経済効果を見込んだ数字であると。11億円を見込まれていたというテレビ報道のままでいいのですよね、違うのですか。

○林観光プロモーション課長 申しわけございません。少し言葉足らずでして、今回奈良大立山まつりとは、1月、2月の宿泊客数の落ち込みを何とか回復したいと、1月、2月

のトータルの上上げを図るのが今回の冬季の誘客キャンペーンの趣旨で、奈良大立山まつりは、その中のメインのコンテンツの一つというところです。先ほど申し上げたように、ネットクーポンキャンペーンや、同時にその期間中の県内各地のイベントなどをPRする「奈良大立山ウォーカー」という冊子を出して、1、2月トータルでPR、キャンペーンを行ったところですので、先ほど申し上げた11億円は、1、2月の間の想定しているトータルの経済効果です。以上です。

○川田委員 では、もう一度整理をすれば、1月、2月のキャンペーンなど、いろいろなものを含めた上で11億円の試算を出されていたという解釈でよろしいのですね。

先ほど一人当たりの消費額が4,000円で3万人を見込んでおられたので、約1億2,000万円ですね。前年から上げるということになればそれを引いて、約10億円ぐらいの経済効果を出していかなければいけないということになってくるわけです。けれど、どうなのですか、その算出方法で11億円出たということは、11億円の根拠があるはずですから細かく全部分析されて、公表されているのですか、それをこの間の代表質問の中で聞いたかったと。なぜかという、多額の資金を投じて実施されるので、そのあたりの経済効果を事前にどれだけ計算されていたかをまず知りたかったのです。経済効果の出し方は、いろいろありますけれど、あまり井勘定でやるものではありませんから、きちんと統計分析をして、差異がもしあれば、建設的に問題点の審議をさせていただこうという考え方だったのですけれども、この間の答弁を聞いている限りは、ほとんどわからなかったというのが正直なところでしたので、この11億円の算出をもう少し細かく教えていただけませんか。

○林観光プロモーション課長 最終的経済効果は、もう少し精緻に分析はしたいと思うのですけれども、今回想定で11億円と出したのは、先ほど申し上げた奈良大立山まつりの来場者数と、あとは、ネットクーポンキャンペーンで今回の冬のキャンペーンに2億円を投じて、いろいろな割引のパターンはあるのですけれども、大体平均して一人当たり5,000円を想定して、2億円割る5,000円で、4万人ぐらいということを出したところ。宿泊客数については以上です。

○川田委員 いや、それなら全然11億円も届かないのではないですか。届きますか。

○林観光プロモーション課長 今申し上げたのは、宿泊客数の増加の4万人の部分で、その来られた4万人の方が使われる金額として2万6,000円から2万7,000円で、4万人掛ける2万7,000円で、10億円近くが出ていると。言葉足らずで申しわけご

ざいません。

○川田委員 経済効果というよりも、その期間に今までの例年の分は引いてなくて、そのときの勘定だけでやっておられるという計算ですか。

○福井観光局長 私から補足をします。

1月、2月の宿泊者数が、ここ何年間、奈良では非常に少ない数字であるのがこの事業に入る前からいろいろな形でお話をしているところですが、その一番底を打つ1月、2月のここ2年間ぐらいの伸びを見ますと、1月が平成26年は11万7,000人、平成27年は11万人、2月が平成26年は11万6,000人、平成27年は12万人で、1月、2月のトータルで平成26年が23万3,000人、平成27年が23万人と、少し春節の効果がありながらも、やはり1月、2月はかなり下含みで来ている状況でした。したがって、今回の1月、2月の宿泊客を増加させるのが今回のキャンペーンの大きな狙いでしたし、その中でも、秀逸なイベントを行うということで、奈良大立山まつりをこの期間の目玉という形で位置づけました。それがランドマーク的になって、奈良が全国的に注目を浴びて、あわせて、「大立山ウォーカー」で1月、2月の県内の伝統行催事、社寺の火の祭りなどもあわせて皆様方に多く配布して、それを持って周遊していただくと。そういう効果が相乗されて、1月、2月の宿泊客が結果的に例年よりもどれだけふえるか、直接の経済波及効果などはありますけれども、あくまで経済効果という観点で押さえてきたところがあり、観光消費額をベースに計算すると申しました。委員はご存じだと思いますが、観光消費額には県内交通費、宿泊費、土産代、飲食代、入場料等、その他を含んだもので観光庁等データの中で毎年出ていますので、それをベースとして推定して今回の経済波及効果の数値に、最終はつなげればと思っています。

○川田委員 11億円の根拠、計算方法を教えてくださいと聞いているのです。冬に呼び込まれるなどの努力もわかっていますし、1月ぐらいに、大阪に行ったときに、今度奈良県でこういう祭りをされるのですよねと言われ大阪の方は知っていたので、頑張ってコマースもされているのだと思っていたのです。それは非常にいいことで、頑張っておられたのですけれど、聞きたいのが、11億円の計算です。経済効果は、平生こういうイベントを打たなくても、観光局長がおっしゃったように、1月、2月で約23万人の観光客はあるわけで、そこから幾ら上積みするかという、この上積みが11億円という意味なのです。そういうことですよね。だから、その計算はどうなっているのですかと今お聞きしているのです。

○福井観光局長 今回の1月、2月にネットクーポンキャンペーンで2億円という予算を算出していますし、その部分の伸びは、純増になってくると思います。ただ、毎年1月、2月にふだん来ている方がネットクーポンも使って行かれる以外の効果もありますので、4万人という数字は今回純増ということで見込んでいます。それが増加人数として、先ほど申したところに乗じることで出していきたいと考えています。

○川田委員 方程式を知りたかったのですが、今聞いていても答えがでないので、また出していただけますか。何掛ける何になって、何を足す、括弧、何々、イコール11億円となる方程式があるでしょう。方程式というか、計算方式です。また提出いただきたいと思います。それがないと、どういう根拠で11億円が出てきたのか。何も疑っているわけではないので、その内容を知らせていただかないと、こちらでも分析していく上でなかなか比較ができないというのがあるので、それを出していただければと思います。

次に、これも知事の答弁だったのですが、あつたかもんグランプリで、かなりの来場者があったと。そして、平成遷都1300年祭以来の、比較したらそれぐらいの規模であったという、少し言葉尻は違うと思いますが、そういうコメントをおっしゃっていました。その後、カウント数も、県から出した数字も見ていたので比べていけば、あつたかもんグランプリに来ていたけれども、中に入らずに帰られた方を目測で大体1,800人で計算して入れているという説明もいただきました。その数字ですけれど、きのうも言いましたが、集計から統計分析は始まっていますので、集計ができなかったら、分析などできるわけがない。それ一帯を分析と我々は呼んでいるのですが、今回の算出法からいえば、わからなかったのは、なぜあつたかもんグランプリで平城遷都1300年祭のほぼ同じ規模の人が来ていたというのと、集計の数と何の関係があるのですか。だから、これだけ来ていたと言われたけれど、カウントをとっておられてたのでしょうか。カウントをとっておられていたのに、あつたかもんグランプリは平城遷都1300年祭ほどの規模というけれど、1万8,000食ですよね。私の住んでいる香芝市でいつも夏祭りなどをやり、そこでも焼きそばなど、いろいろなものを売りますけれど、きょうの朝、自治会長のところに行き行って聞いてきたのですけれど、あのような地元でも1万食ぐらいは出ているので、1万8,000食売れたのが平城遷都1300年祭ぐらいの規模なのかどうか、これも疑問です。中学校のグラウンドを借りてやっているのでも1万食ぐらい出ているということなので、それがとられたカウントの数値と一体何の関係あるのかを教えてくださいませんか。

○林観光プロモーション課長 委員がお述べのように、カウントに関しては、平城宮跡の

大極殿院地区の南側の3つのところでカウントしました。来場動線の紙を指し示すのに資料を用意していますので配付させていただいてよろしいですか。

○田尻委員長 理事者で資料を用意していますので、委員の皆さん方にお配りします。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、お配りください。

配付が終わりましたので、説明をお願いします。

○林観光プロモーション課長 お手元に、県で計測したところを黄色の丸で記載しており、点線で描いていますのが想定される来場動線です。今回の入場カウント場所の設定等については、この3カ所で合計4万4,403人という数字を出しており、これ以外に、この平城宮跡は多数の近隣住民の方の生活道として使用されていたりなど、いろいろなところから入ってこれるというような……。

(「ちょっと議事進行」と呼ぶ者あり)

○田尻委員長 はい。

○川田委員 聞いていますが、あったかもんグランプリが盛況で、それがカウントに証明される数字だと言われたから、それは今回のカウントとは関係ないでしょうという質問をしていますので、それについてお答えいただけますか。

○林観光プロモーション課長 あったかもんグランプリの場所について、目視で少し加えたところが、資料の1番になっているところですが、人の動きとして、メインの会場に入ってこられる方を3カ所で捉えたわけですが、あったかもんグランプリの会場だけでお帰りになられる方もありましたので、そういう方も加えて、先ほど申し上げたように、この会場の特性から、いろいろなところから出入りできるというところプラスあったかもんグランプリ会場だけでお帰りになる来場者の行動がありましたので、その部分を少し加えて出したというところです。

○川田委員 ということは、平城遷都1300年祭以来、たくさん来られていたから、それはおわんの数があるというのは関係ない話です。代表質問というのは、質問通告するときに、いろいろどういう趣旨で聞かれるのですかと聞きに来られているのではないですか。質問をして、時間が限られた中でやっているのだから、聞いていることに対して答えていただかないと、違うことと言われても、一体何のことを勘違いされているのかとってしまうので、まず、1点、あったかもんグランプリの数字をカウントに入れているのは、今、観

光プロモーション課長がおっしゃったように、お帰りになっただろうと思われる約1,800人がカウントの中に入っていると。カウントというか、5万1,000人の公表された数字の中に入っていると。だから、おわんの数は関係ないということによろしいですね。

○林観光プロモーション課長 知事が申し上げた分は、なら維新の会のカウント数の部分で、たしか土日のカウント数が1万8,000人、見ていなかったというところが多分あったと思います。その部分で、残念ながら今回あったかもんの数が大分少な目に用意しているところがあり、午後6時半や午後7時の段階で売り切れているというのが実情で、実際このお祭りに来られる方のピークは、午後6時半や午後7時にどどっと来られている状況がありますので、あったかもんが早く売り切れて、そこから来場者のピークが来るところからあわせて考えて、少しどうかという趣旨で申し上げたのかと思います。以上です。

○川田委員 知事も勘違いされることも当然あるので、そのことをどうのこうのではなくて、知りたいのが、カウントのことを言っているので、このカウントには5万1,000人の中に1,800人しか入っていないということですよ。おわんの数は関係ないということですよ。

○林観光プロモーション課長 県がカウントしていたところとの差異というか、人だまりの数から出したもので、おわんの数云々というのは、先ほど申し上げた、早目に売り切れているにもかかわらず、もっと人が来ているという部分のなら維新の会の方のカウント数との若干ずれがあるのかという部分です。

○川田委員 答えてくれるまで何度も聞きます、5万1,000人の中におわんの数は入っていないのですねということを知っているのです。説明に来られたときに5万1,000人はカウントでとられたとおっしゃっていたのではないですか。全部計測器というか、カウンターでとられているわけでしょう。だから、その中にはおわんの数は関係ないでしょうと申し上げているのです。勘違いなどあるので、それはもういいのですが、今正確に確認をしておかないと、5万1,000人のカウントの中には早目に売り切れたなど関係ないではないですか。数えた数の根拠を知っているのです、それをお答えいただけますか。

○林観光プロモーション課長 委員がお述べのように、今回の5万1,000人の積み上げの要素として、おわんの数が厳密に入っているかということ、そうではありません。以上です。

○川田委員 そのことを聞いていたので、知っていることにお答えいただけますか。お願

いします。

それと、県が集計で出されて、初日は1,500人ぐらい来られたと発表されているのですが、シャトルバスは午後6時半からですから、シャトルバスに合わせて我々も計測していたのですが、これがそのちょうど19時30分ぐらいの時点での現状の写真です。初日で雨も降っていましたので、非常にながらであったと見受けたのですが、これが現状です。この日は我々の計測からいけば1,500人も全く出ていないのに、県の数字では1,500人という数字が出されています。これが午後7時半ぐらいの状態の写真です。見えますか。

○田尻委員長 事務局に言って、ここから見えるように、皆さんに見せてください。

○川田委員 この間テレビを見ていたら、中西観光局次長が出演されていて、我々を応援し、頑張れと言ってくれている。観光局次長、そのとおりなのです。我々の気持ちも観光局次長に伝わっていると、少し心が和んでいたのですが、だから、本当にそういう気持ちで言っているのか、揚げ足を取ってなどということではないのか、そこは勘違いのないようお願いしたいのですが、これが午後7時半の現状であり、ほとんど人もいない。1,500人というのは到底ない。我々は毎日の集計も出していますので、北、南などいろいろ分けて出しているのですが、初日は890人ほどなのです。これはスタッフも入っていますから、890人ぐらいなのです。こういうことであったと。これが我々が計測して、カウントは、さっきも言ったように、おわんの数がどうのこうのとか言っても、実際は単純に言えば、かちかちと押したその数字とプラス、もしあるのであれば、お帰りになったと思われるであろう1,800人ぐらいと、そしてあと、目測で周辺のもので、その数字を足したのが5万1,000人になっているのだから、議論はそこになると思うのです。このパネルを見ていただいてもわかりますように、あったかもんグランプリのところも、本番でお祭りをされていたところも一帯と考えて勘定して、そこに入っていくこの道の地点で全部カウントをとっているのか、一回入ってしまうと、そこから出ていかれて、また道から戻ってこられた方はカウントがダブっていると思います。ところが、中に入ってしまったからの人間の動きは、我々のカウントには入っていないのです。ところが、その後、いろいろお話も聞いていてわかってきたのが、あったかもんグランプリの屋台のところ、会場から入られた、出ていかれる、逆もあります、あったかもんに来られて、会場に入る方もいらっしゃる。その行き来が何回かありますので、聞いていく限りは全部カウントにとっていたということだから、甲子園球場で言えば、甲子園球場に入

る外でカウントをとってるのか、中に入って売店に来られている前でカウントをとっているのかというぐらいの違いがあり、例えば適正かどうかわかりませんが、そういうことであるということで、明らかにこの計測の手法であれば、カウントは無用ということで、本来はそこまでカウントをしなくてもいいものまでカウントを積み重ねていかれて、人数の関係や職員の配置の問題などいろいろな細かい事情もあったと思うのですが、南門の3カ所で計測をとられました。統計的に考えれば、計測をとった場所、我々も南門でやったけれども、無駄だとわかって、途中でやめているのです。バイアスを必ず省かないといけないではないですか。統計手法はバイアス、余計なものをプラスしていかないのが統計の原則ですから、バイアスを省くためには、確実にそのエリアの中に入っていく人間だけを数えなければならない。それで我々の人数も多かったのも、そのカウントを全部集計していったということです。

だから、5万1,000人という数字は、専門家にも聞いてきましたが、行ったり来たりの中での人間の動きがカウントに積み重られることになれば、5万1,000人の来場者ということは証明できないことがかなり示唆できるだろうと。何名の方にも聞いてきましたけれど、そういうことなので、だからといって担当者の責任の追及をしているわけではないのだけれども、経済効果を計算して出していくということになれば、このもとの数値が一番大事になるではないですか。これがなかったら、このイベントをやったためにどれだけの来場者が来られたのかと。ここに来ていなくて、泊まっている方もたくさんおられて、ネットクーポンで来られている方の数はわかりますよね。わかるということは、それから差し引きすれば、ネットクーポンだけで来られた方、祭りの影響で来られた方の、推測は大体できます。単純な話ですけれど、これは非常に大事な数字です。その点は、来年からカウントをとるのであれば、計測値というものも場所も限定して、中に入ってしまって、その行き来をカウントに入れていくことになれば、いくらでもカウントが上がっていきますので、上がってきた数字を当然見られているわけだからそれを5万1,000人来たから成功だと、知事もそこまでは多分おわかりにならないと思うのです。そのあたりの改善をいただきたいという意味を含めて、ご答弁をいただけますか。

○林観光プロモーション課長 先ほどの紙もあわせてですけれども、同じことの繰り返しになると思うのですが、平城宮跡は、たくさんの来場動線がありますので、今回この3カ所にしたということです。このカウント手法については、専門家の意見も参考にしながら採用したものです。

川田委員から経済効果のお話が出て、論点を明確にさせていただきたいのですが、来場者数の考え方については、先ほど申し上げたように、実行委員会として、平城宮跡のイベント会場の特性からして、いろいろなところから入ってこられ、先ほどお配りした資料でも、なら維新の会の方のカウント場所は3カ所を上げているのですけれども、それ以外に東からも、いろいろなところから来場動線があるのも踏まえて、この3カ所にしたところでは、これは統計の専門家にも相談の上で、問題ないと意見を伺っています。これは来場者数として発表する場合ということです。

○川田委員 では、まず、資料でその根拠を示してください。間違いないと言われていると言われてもわからないから、どういう理由か統計もやっているから見たらわかるので、わからなかったら、大学の先生に聞きに行きますので、その根拠の資料をして提出いただけますか。

言っているのが、私達の資料と観光プロモーション課長のお配りいただいた資料と合わせていけば、5番、6番、7番と書いているけれども、私達はここはほとんど人の入り通りが少なかったから、人員ももったいないから、ここは人間を立てて目視でやっているのです。計測器でとった数が大ききなところであって、かなりの人数の出入りがあったところでもありますので、それも問題ないと思うのです。ここで話がぶれたら嫌なので、何回も言いますが、この南門の3カ所でカウントをとっておられて、結局出された数、4万4,402人がこの3カ所で計測器でとられた数字です。この周りと言われるけれど、この周りはカウンター計測人は書いてないですよ。南門だけを上げて言っているのですけれど、5万1,000人の中で4万4,402人が計測器に乗っている。これは情報公開請求をかけているから、それは出てくると思うのですが、その数字です。問題は、なら維新の会でいけば、南門から入ってきた方を計測したら1万7,286人です。この差は何なのだとということになれば、ここで行き来しているカウントが、おながすいた、何か食べよう、出ていく。また、入ってくる。また、出ていく、入ってくる。この重複がこの違いになっているわけではないですか。だから、今議論している論点はそこなのです。だから、話をそらさないでいただきたい。ここだけは明確にさせていただきたいのです。でないで、来年から計測していただく場合も、きちんとこのスペースの中に入っていく人数をカウントしていただけるのか、それとも、また同じところでまたやるのかという論点にもなってくるから、そこだけはきちんとはつきりさせていただきたいと。確認したら、担当の職員も重複でカウントは入っているのですよねと、それは入っていると認めておられるわ

けだから、認めているということは、観光プロモーション課長がここで答弁で違うこと言ったらおかしいでしょう。それはいかがですか。

○林観光プロモーション課長 重複になりますけれども、平城宮跡会場内、会場特性からその3カ所をしたところですよ。平城宮跡内での誘導スタッフを置いていたのですけれども、来場者の皆様に関しては、メイン会場の大極殿院地区に入場するには南門からというご案内もしましたので、それもあわせて、今回3カ所としたところですよ。確かに来場者の方が、大極殿院に2回入場される場合は2回カウントされることになるのですけれども、カウント数については、明確に誰が何回入ったというのは、あれだけの人数ですので、目視ではなかなか厳しいところがありますので、延べ人数で来場者を把握することになったところですよけれども、これに関しては、一応統計の専門家の方にも意見をお伺いして、こういう会場でのイベントの来場者数の発表については、やむを得ないとの意見をいただいています。だから、経済効果や、大極殿とあったかもんの行き来を当然される方はいらっしゃったとは思いますが、主催者の認識としては、あったかもん会場からメインの会場に行くという動線が主であったという認識をしています。以上です。

○川田委員 そういうやりとりをやっていても、きのうもおとともそうですけれども、そのような小さな話をしているのではなくて、もっと大きな建設的な話をしていきたいのに、何か自分たちのミスを認めたくないから、延々とそういった理由を言い続けるというのは、答弁としてよろしいのですか。議会は、予算も検証しなければいけないし、使った効果も当然検証していかなければいけない。そのために議員がいるわけですから、それもなければ、議員は要らないではないですか。だから、そういったことをお聞きしているのですけれども。事実だけ答えていただきたいのです。いろいろな主観を入れて言われたら、聞いている側も何を言われているかわからなくなってくるので、事実だけ。

聞いているのが、あったかもんの会場があって、カウンターでとっている計測地が3点しかやっていなかったと。統計の専門家がこう言っていたというのはもういいです。今も答弁でおっしゃっていましたが、ここに屋台スペースがあり、ここで出入りされる方も全部入っているわけでしょう。だから、この方はさきほど入ったから数えないでおこうなど、そんなことはできないですよ。だから、それを防ぐためには、もっと大きなエリアを決めて、この中で人間の動作をするところでカウントをとること自体が大体間違っているのではないですか。だから、こんな大きな数字になっているわけでしょう。我々の数字も、わざと少な目に出しているなど一切していないので、とった分に、この間のあつ

たかもん広場にいられたという方も我々の数字には入っているわけです。帰られるところの手前でとっているわけだから。ここまで大きな差が開くことがないので、ここの行き来の部分もカウンターに入っているのでしょうと聞いているのです。

○林観光プロモーション課長 今回のカウント場所については、先ほど申し上げたとおりで設定したところですが。複数回という部分については、非常に多い人でしたので、主催者側としてはそんなに数はなかったという認識をしていますけれども、そういう人たちがおられたというのは考えられるのかと思っています。ただ、今回のカウント方法については、一応専門家の意見なども参考にしながら採用したところですが、委員がお述べのよう……。

○田尻委員長 観光プロモーション課長、聞かれたことだけで結構ですから、今の答弁は何度も聞いていますので。

○林観光プロモーション課長 次回のカウント方法については、今後実行委員会で検討しながら、よりよい方向で考えていきたいと思っております。以上です。

○川田委員 そこまで言うのであれば、はっきり言わせてもらいますが、検証結果を全部出してください。言われている専門家も。こちらも徹底してやります。先ほど中西観光局次長のテレビのコメントでも、我々も本当にあの気持ちなのです。頑張ってもらいたいということで、きちんと経済効果も出していかなければいけないし、分析が出ないと、何を今後直さなければいけないか、こういったところにプラスしたほうがいいのではないかなど、そういう因子も見えてこないではないですか。けれど、そうやっていつまでも、いやいや、目視でそんなにいらっしゃらなかったなど、観光プロモーション課長は、そこにずっと立っていたのですか。もうそういう言いわけ合戦はやめましょう。そういうのは本当に疲れる。

聞いているのは、ここでの行き来がカウントに入っているのでしょうと聞いているのです。だから、それが多い、少ないなどと聞いているのではなくて、多い、少ないかがこの結果の差異で比べたら、ぴったりとまではいかないけれど、どれぐらいの誤差が出ているのか推測できるではないですか。それを聞いているので、観光プロモーション課長の主観を聞いているわけではないので、今回の計測でも重複カウントが、私の知っている人でも、私の会派の人間でも3回食べに行ったという方もいるし、3回出入りしたという方もいるし、ほか何人か、全部の方を探し出して聞いているわけではないですが、何回か行き来していることも聞いているので、その人の行き来もカウントに入っているのでしょうと聞い

ているのです。専門家が間違いないと、どんな専門家が言っておられるのか知らないけれども、事実を確認しているので、もう一回聞きます。ここの行き来、多い、少ない、主観はもういいので、ここの行き来のカウントも5万1,000人の中に全部入っているのですねと、それをお聞きしているのです。

○林観光プロモーション課長　そういうことは当然考えられます。ただ、次回に向けて、よりよいカウント方法について検討していきたいと思っています。以上です。

○川田委員　カウントがそこに入っていたのだという答弁が欲しかったので、これはすっきりしました。でないと、これだけ差が出るわけがないし、テレビに出ておられた方も、出ると入るの、2回とっているのではないかとまで言われて、それは奈良県としては格好いい話ではありませんので、今度からは統計分析は、最終的に分析をする、その逆算をしていってどういう集計をしていったらいいかを決めないと、分析方法も考えていないのに、集計方法を考えるということはまずないのです。まず、分析でどういったものを求めたいかを出してから、集計の方法を考える。バイアスは必ず省いていかないといけないから、いろいろな情報、多々ありますけれど、データノイズを省くのも、世界的にも非常に売れている統計学の本も今出ています。だから、そういうバイアスを全部省いていくために、どうすればいいかということで知恵を使って、では、ここで立とうと結論が出てくるということですから、間違っていたら専門家の言うことなど聞く必要ないです。それは間違いないのですかという反論にもなってくると思うし、そのことを奈良大立山まつりの件に関してはお願いしたいと思います。

2億円というお金を使ってやっていってる。短期で決められてやっていかれる。それはまだまだ不審に思うという声も聞きます。人形が4体あり、あの4体もこのような短期間でつくってこられるとはかなり優秀なデザイナーがつくられたと思うのですが、普通であれば、あのような短期間であのようなデザインができるのですか。そういったことが来年度はないように、もう何度も言いますが、中西観光局次長から言ってもらった、我々も応援しているので、その気持ちで来年度は同じミスを犯さないことをお願いして、この件に関しては終わりたいと思います。奈良大立山まつりはこれですっきりしました。カウントがかぶっていたからあの数字になったことがわかったのです。

次に、国民健康保険でお聞かせいただきたいのですが、あと数年したら、市町村の国民健康保険を統一して、その統一したもので、県単位でやっていくということで、これは我々も広域化を求めて市議会時代のころからも国に意見書を上げたりなどやっていたので、

実現していくことはうれしい限りです。ただ、一つ、市町村の立場としていろいろ考えておられることも違うし、実情も違うので、一概には言えませんが、分賦金で、例えば香芝市なら、保険料が1.5倍ぐらいになるのではないかなど、これは事実かどうかわかりませんが、そういううわさが今飛び交っています。広域化になれば、保険料がすごく高くなるというような。その点どうなのか、お聞かせいただきたいです。

○八木保険指導課長 国民健康保険の広域化のお尋ねです。

県単位で財政運営を行うことに今後なっまいりますので、県内のどこに住んでいても同一の所得であれば、同一の保険料になると。これが県民の公平にかなうと考えているところです。そこで、県内統一の標準保険料率の導入を目指す一方で、市町村それぞれ医療費、財政状況が異なっています。そこで、制度改正の行われる平成30年度から直ちに保険料の統一に向かって納付金を算定していくということではなく、保険料が急増しないように、激変緩和措置をあわせて行うことで、段階的に保険料率の統一を図りたいと考えています。現在これらの考え方に基づいて、市町村と制度設計の協議を進めています。これについては、これまでから市町村長の了解も得て進めているところです。

一方で、委員がお述べのように、医療費が高い、低い、保険料が上がる、上がらないという問題があります。医療費が高くて低くても保険料が変わらないということになりますと、医療費を下げる努力をしてきた市町村、恒常的に医療費が低い市町村、こういうところに不公平感が出てくることも考えられます。そこで、市町村の医療費適正化のインセンティブを確保するために、医療費の適正化に努力してきた、結果が出ている市町村には県からの交付金を重点的に配分して、保険料を低く抑えていただける形にしたいと考えています。県としては、被保険者の負担面での公平性、市町村の医療費適正化の取り組みなどから見た公平性、この2つのバランスに配慮しながら、本県として最適な国民健康保険制度の構築を努めたいと思っています。以上です。

○川田委員 保険指導課長の説明、非常にわかりやすく、ありがとうございました。

簡単に言えば、人数割でやっていいのだと。一時、どこに住んでいても同じ保険料は当たり前ではないかみたいな言われ方も聞いたこともあるので、それは違うだろうと。やはり市町村単位でも、市の一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れしている団体もあれば、そういうことはしてはいけない、やはり保険の原則だということで、料率改定にて調整したり、繰り上げ充用等々で赤字を何とか消していこうと頑張ったりなどやっている、各団体は、ばらばらなので、そのあたりで今、保健指導課長の答弁いただき、安心したの

が、一つのインセンティブも含めながら、バランスを考えた上でやっていただくということでしたので、こういう話はひとり歩きしてしまうところがあるので、その点については、各市町村にも誤解がないように説明をお願いできたらと思います。

この件に関して、もう1点あるのですが、市町村から県に事業自体が移るということで、会計金庫の数がかなり減るので、それは非常にいいと思うのですが、ただ、分賦金でも県は計算されて、これだけ入れてくださいと、簡単に言えば、請求書が来るわけです。きちんと計算された請求書が来てそれを支払うと。ところが、実態から考えれば、徴収率は、現年度に限って言いますけれど、今のところ現年度で約92%から93%ぐらいではないですか。だから、93%ぐらい行けば、市町村の感覚では、ことしはすごく頑張った、調整交付金ももらえるレベルなのですが、ところが、今度は100%で分賦金は請求書が来るのですか。仮に92%の現年度分の徴収をし、8%分は取れていない、滞納になってしまった。この8%分も市町村が一旦100%の形で納入しなければならないのか、それとも実際の現年度の徴収した分を納入していくのか、どちらのとり方になるのですか。

○八木保険指導課長 収納率、納付金との関係ですけれども、国の標準的な考え方については、委員がお述べのとおり、どの市町村も収納率100%を前提に考えておられます。一方、奈良県については、市町村と今協議をしているところですが、実態に即した市町村の収納率を市町村の規模別に何段階か分けて、それを目標収納率にして設定していくことを考えています。そこで納付金の計算をしていくと考えています。

○川田委員 ということは、徴収率を計算して平均値を出すのですか。計算方法はわからないのですが、今までのこのくらいが限界の範囲だということで大体を設定して、その分賦金を求めるという考え方なのか、それとも、計算したらこれだけの調定額になるので、その分の請求書を回すという考え方なのか。前者か後者か、どちらですか。

○八木保険指導課長 県全体で必要な保険料総額をまず定め、それを市町村の所得や頭割りに応じて配分しますけれども、それに加えて、市町村ごとの規模別の収納率も加味して計算するということです。

○川田委員 それも安心しました。これも、市町村レベルでは、県は、広域化になるけれども、計算だけされて、その請求書を送ってこられると。徴収も市町村が引き続いてやらないといけないなどと、いろいろ言っていて、これなら今までどおりとあまり変わらないではないかという意見もあるので、市町村の担当者も、この国民健康保険の事業に関しては苦勞されていますので、その点もまた、県の予算審査特別委員会でお伝えしたというこ

とで、今後生かしていただきたいとお願いします。

医療、健康福祉費で、介護と医療の連携についてお聞きします。総論的なものになってくるのですが、介護と医療の連携を行って、退院して、その退院された方がすぐに介護にかかれるようにという制度設計を、今県でも頑張っていていただいていますけれども、これもフランスなどであれば、非常に医療制度の統合的なものが多いので、非常にやりやすいというのがあるのですが、日本の場合かなり会計も分かれているし、また、制度も法律も違うということで、医療と介護の連携は非常に難しいハードルがたくさんあるのではないかと思うのですが、そのあたりはいかがですか。

○井勝地域包括ケア推進室長 委員がお述べのとおり、医療と介護の連携にはいろいろな課題があると思います。これからの高齢化社会を迎えるに当たっては、しっかりと医療と介護が連携していくことが重要ですので、県ではこの医療と介護の連携を進めるための取り組みをしているところです。その一例を紹介として、今年度、中和保健所管内の東和医療圏において、病院とケアマネジャーがしっかりと、高齢者が退院して在宅生活に移行する際に、退院調整が漏れることがないようにと、実際に病院の看護師やソーシャルワーカー、地域の全てのケアマネジャー、市町村、地域包括支援センターが一堂に会して、実際に顔を合わせて協議をしながら、どのようなルールをつくれば、円滑に在宅に生活に移行できるのかというルールづくりを行いました。この1月からそのルールを運用して、現在退院調整が円滑にいく取り組みをしているところです。以上です。

○川田委員 制度上の壁はなかなか難しいものがあって、ご苦労をかけているところも多いと思うのですが、それをきちんとやることによって、健康になっていただくことが最大の目的であり、林健康福祉部次長からやはり健康だ、健康だといつも明言を聞きますけれど、それに関しては、サクセスフルエイジングというものが社会老年学の課された究極の課題というのか、これが最大の課題になってくるのです。これは介護はもういいのですが、健康施策ということになっていくのですけれど、認知症や、いろいろな病気、がん対策ももちろんそうです。早期発見、早期治療ということで、医療費も削減していかなければいけないと取り組まれている中で、昔研究していたのですが、ストレスがたまったり、いろいろなもの、人間社会を生きただけでもストレスがいっぱいあります。そういった中で、体内の活性酸素が急激にかなりふえたら、そこからがんがふえたり、いろいろな合併症が出てきたりなどがあります。アメリカの研究機関などでは活性酸素の研究は物すごく真剣に取り組まれて、地域の健康施策においても、例えば活性酸素を消滅させようと思え

ば、お茶に含まれているカテキンなどの研究の論文もたくさん出ているので、ああいったものも健康施策でもう少し推奨していかないと。研究はいろいろ出ていますから、どれが一番いいかというのは難しいのですが、サプリメントなど今たくさん売っていますけれど、あまり効果がないことも出ていますので、正しい知識を啓発していくというのか、広報に書いていただくなど、やり方はいろいろあると思うのですか、そういった取り組みは、今後非常に重要になるのではないかとと思うのですが、その点はいかがですか。

○谷垣健康づくり推進課長 健康づくりについてお答えします。

委員がお述べの活性酸素の件ですけれども、現時点で活性酸素に着目して事業をやっているものはありませんが、例えば県で野菜摂取をもっと進めていこうと今進めています。健康寿命日本一の長野県ですと、野菜摂取が国の目標である350グラムをはるかに超えていると。奈良県は、順位が40位台で非常に低迷しており、野菜を食べることにより、活性酸素を抑えていくという研究結果もありますので、サプリメントだけではなくて、野菜摂取を通じて活性酸素をふえないようにしていく取り組みも今後進めていきたいと考えています。あわせて、委員がお述べのがん検診の受診率を上げたり、運動をしたり、たばこをやめたりなどを通じて、年をとってもいつまでも健康で生活を営んでいただける施策に努めたいと考えています。以上です。

○川田委員 いろいろな取り組みのどれが一番効果があるか、難しいところですが、県民が笑って元気に過ごしていただけるのが最大の喜びであると思っておりますので、ご苦勞をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よく言葉が出てくるワーク・ライフ・バランスということで取り組まれているのですけれども、実際にそれはできれば、きょう4時間だけ仕事をして、あとは家事をやるなど、いろいろなバランスを組めるのですけれども、なかなか社会実態として取り組みにくいところ。ところが、言葉だけが先行して、これをやったらというようなことで出てくるのですけれども。少子化対策にも関係するだろうなどいろいろ出るのですが、そのあたりは総合的にどのようにお考えになっておられるのですか。実際にワーク・ライフ・バランスというのは何か具体的にできるのですか。今県でもこの間から残業の問題や、いろいろ遅くまでの超過勤務の問題も出ていましたし、ワーク・ライフ・バランスと全く逆のことをやっているのではないかなどという意見もありますけれども、そのあたりはいかがですか。

○上山こども・女性局長 委員からワーク・ライフ・バランスについてのお尋ねです。

こども・女性局の立場からお答えしますと、今回、女性の活躍の促進のための計画をつ

りましたが、その中で、女性が活躍するためには、やはり男性が家事、育児にも協力していかなければならないという、それが女性の活躍を促進している阻害の要因の一つであることもわかってきましたので、制度的にはさまざま整備されていますけれども、これはやはりマインドの部分から変えていく必要があるのではないかという認識です。

○川田委員 率先垂範で、まず一回、行政からそれを見せていただけないですか。民間には言うけれども、行政はやっていることが違うというのは説得力がない気がしますので、そのあたり、よろしく願います。

次、保育所の臨時職員の話です。保育所の臨時職員は、特に市町村がやっている保育所は約半数が全く正職員の方と同じ仕事をされていて、お給金は半分ぐらいの数字でやられている、これは行政内の非正規労働問題ではないかということもよく言われているのです。少子化対策・女性の活躍促進特別委員会でも臨時職員の調査実態を出してくださいとずっとお願いをしていたのですが、これは市町村の事務だということで、委員長からも資料の請求があったのですが、待っていましたが、まだ出てこないということで、どうなっているのかと思うのですが、これはやはり市町村事務だから出せないということですか。

○金剛子育て支援課長 保育士の臨時的雇用についてお答えします。

現在臨時的雇用の実態把握については、一斉調査という形での調査は実施していません。保育士が保育の現場で安定的に雇用されることは、保育士確保、保育士の定着による保育の質の向上のためには大変重要な課題であると県でも認識しています。一方、働く保育士側を見ますと、例えば子育て中の保育士などは、パートやアルバイトでの柔軟な働き方をしたいというニーズもあります。ですので、安定的雇用と、柔軟な働き方の両方を考えることが大切であると考えています。したがって、必要な保育士を確保するためにどのような形態で雇用をしていただくかは、雇われる雇用者が保育の質の確保も考慮しながら、適切に判断していただきたいと考えています。

しかし、保育士の安定的雇用という課題に関しては、県と保育の実施主体、これは市町村ですので、市町村とがともに知恵を絞って課題解決に向けた工夫をしていくことも必要であると考えています。このため、今年度待機児童解消等のためにいろいろ勉強をしようと立ち上げた待機児童対策市町村連絡会議等の場も今後活用して、市町村から保育士雇用に関する考え方、意見なども丁寧にお聞きして、保育士の安定的雇用に関して取り組むべき方策について議論を深めたいと考えています。以上です。

○川田委員 お聞きしているのが、県内で臨時職員がどれぐらい、特に公立の保育所で、実態としてどのぐらいの者が働いていて、賃金体系がどうあって、地方公務員法もあるので、どういう違法形態になっているのか、香芝市では全部直して、臨時職員として雇わないようにしているので、人の集まりも非常によく、人材には別に困っていない、先にやってよかったという担当者の声も聞くのです。だから、そういった実態を調べていかないと、待機児童で今悩んでおられるお母さんも多いし、入りたくても入れない方も多い。けれど、行政都合がそこに入ってきたらおかしいのではないですか。実態は、直すべきところは直していけばいいのではないですか。

ワーク・ライフ・バランスのように、働きたい時間で、パート的など言うけれど、今問題になっているのは、同じ仕事をして、なぜ賃金が半分ぐらいなのかと。4時間でも正職員の4時間の方とパートの4時間の方も、多少の責任の度合いも違うから、多少のお給金の違いは当然あるのですけれど、余りにも違い過ぎるので、そういうことなら、奈良県における子育てを推進していこうとしても、人材確保もできないではないですか。大阪ではもうそういうところも取り組んでいて、今大阪の募集もすごいです。どんどん人材をとられているのです。奈良県から勤めに行っておられる方もたくさんおられて、やはり条件のいいところを探されるのは当たり前の話です。こういう回りくどいことはもういいので、市町村の事務だから奈良県は調べないと以前おっしゃっていたので、そうなのですねというのを聞いているのです。

○金剛子育て支援課長 保育士数の全般的な数値ですけれども、平成27年4月1日現在で、県内の保育所、幼保連携型認定こども園も含めますが、働いておられます保育士の数は、パート職員を除きますが、全体で約4,100人おられます。確かに川田委員がお述べのように、この4,100人のうち、公立、私立を分けてみますと、公立の保育所では正規率は約55%となっていますので、半分弱の方が常勤だけれども、非正規という雇用形態にはなっています。

今、委員がお述べの個別に実態を把握すべきではないかという点ですけれども、繰り返しになりますが、保育士の雇用については、それぞれの市町村の方針があると思います。そして、その中でどのようにして質の高い保育を実施するか、雇用形態を考えるという知恵は絞っていただいていると思います。単に保育士の雇用形態を人数別に把握するというのではなく、やっていきたいと思っていますのは、市町村が抱えている課題、任用に関する考え方をしっかりと聞きすることが今後県内で安定的雇用を実現するための方策を

検討する、よりよい方法ではないかと考えていますので、現時点では一斉には臨時の任用を把握する調査をすることは考えていません。以上です。

○川田委員 長い答弁だったのですが、各市議会議員や町村議会議員も知っているのです、そういう情報があれば、それはそこでまた議論される話ではないですか。なぜ、半分の給料でこれだけの雇いをやっている、うちの市はこれはどうなのかなど、それは議会でやられるのですけれど、そこに我々が行って、これはおかしいのではないかというのもまた筋違いであって、それはいいのです。

けれど、この間、市町村の事務だからそういうことは調査しないとおっしゃったので、これはおかしいだろうということで、今回予算が上がっているのも、市町村の事務のようなのはたくさんあるではないですか。お金だけ出している事務もたくさんあります。だから、それは議員サイドからすれば、議会軽視ではないかと。平成23年、2～3年前ですか、県でも臨時職員の実態調査をされていますよね。県のホームページを見ていたら分厚いのが出てきたのですけれど、やっているではないですか。市町村の事務だからできないというのであれば、あのときは何だったのですか。臨時職員の割合も全部出ています。今後それも改善していくように努めるようなこと書いています。どういうことですか、やっているではないですか。

○上山こども・女性局長 県の立場としては、市町村の事務だから、そちらでやっておいってくださいというスタンスは全然持っていません。一つ一つの市町村の現状をしっかりと把握しながら進めていきたいという趣旨ですので、先ほど子育て支援課長が申した市町村との連絡会議も持っていますので、ここでさまざまな意見を聞きながら、県全体としての方向性を整理したいと考えています。

○川田委員 こども・女性局長から市町村の事務だから関係ないということはないということをお聞きしたのですが、今ご答弁いただいたのですけれど、本当にそれはそうなので、市町村と連携して話すのは話されたらいいではないですか。やはり議会サイドとしても、議会が全部あるわけだから、おかしいところはそこで議論されるわけであって、けれど、正しい数字、比較の数字がなければ、議論もなかなかできないので、実態調査は実際県でもやっておられましたので、やっておられているのに、なぜ今回そう言われるのかがすごく疑問でしたので、この場をおかりして聞いたのですが、その点については、早急に調べていただいて、少子化対策・女性の活躍促進特別委員会でも提出いただければと思います。お願いしておきます。その関係上で、待機児童等の問題も、行政都合だけではなくて、県民の意見とともに

議論していく必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今幼児教育も取り組んでいけますよね。前回、誰が言っていたのか、忘れましてけれど、2歳ぐらいまでの幼児教育で、最近最も効果があるのがわかってきたということで、これは、大分前からそうなのはわかっていて、今になってわかってきたことではないではないですか。たまたま聞かれた方がおっしゃっただけかとも思うのですが。現に香芝市でも、公明党の議員と一緒に頑張って、赤ちゃん学校というのをつくったのですけれど。ゼロ歳から2歳までで、まして有料です。それで、大学と連携して、脳の細胞の神経細胞を活発化させる、リンクを多くつくっていくということで、ニューロンが2歳までに約大体70%~80%まで、子どもが育ちますので、そのチャンスでそういう幼児教育をやったらいいということで、公明党と一緒にタッグを組んで頑張って赤ちゃん学校というのをつくって、広報で出して、申し込みが何時から受け付けといえ、すぐ売り切れといつか、定員がいっぱいになってしまうのです。やっている市町村もたくさんあるので、そういうのは参考にさせていただいたらいいいのではないですか。非常に好評で、赤ちゃんなども元気に育って、よい子に育てていただきたいという願ひを込めているのですが、大学の先生なども非常に興味を持って、これは昔から研究されている分野ですから、材料はたくさんありますので、目の中の桿体のことでも、色の見え方も、発達状況なども検査でわかるなど、我々も大分専門的に調べたので、それも少し申し上げておきたい。よろしくお願ひしたいと思います。

それと、医療関係ですけれど、今国の予算でも出されて、医療というのは大事なのですが、国の予算関係でも、医療費の抑制が、かなり入っていくと言われていています。3年間、そういった状態を続けるということで、診療報酬、薬価等に関する制度改革事項です。最近わかってきた話なのですが、財務省の方から聞いたのですけれど、人口増によって年間1万円伸びていくというのは、これは根拠がなかったと。実際はそうではなかったと。だから抑制をかけて、医療費を0.5とか、0.6に抑えていこうと、今年度から内閣総理大臣も取り組まれています。診療報酬は若干プラスはしていますが、薬価、材料、検査等の金額、医療の質を落とすという意味ではなくて、医療の効率化を進めるという意味で非常に削減ができることがわかってきたのですけれど、これはあくまでも医療を受けて、都道府県でもそういう方向で取り組んでいかなければいけないのですが、その辺の今年度の取り組みの観点についてお聞かせいただきたいです。

○河合地域医療連携課長 委員から医療費の観点からの質問でした。医療を効率的にやっ

ていく必要性があるのは、医療の提供体制の側からもそういう必要性があるということで、今年度、地域医療構想を策定しています。その中で、2025年度に向けて、高齢者、団塊の世代の方が全て後期高齢者になられるというのが一つの目標年次になっており、そのときに向けて、県内の方が効率的に医療を受けていただける体制をつくっていくということで、今地域の方々とどういった医療をしていけば、質が高いけれども、効率的な医療ができるのか、それぞれの医療機関が担っている医療機能を、レセプトデータ等を用いて、地域で確認しながら、質が高いけれども、効率的になるような医療提供体制をつくるというビジョンづくりをやっているところです。来年度はその構想に基づいて、奈良県を5つの構想区域に分けるわけですが、地域の医療関係者、市町村の方と話し合いをしながら、取り組んでいきたいと考えています。

○川田委員 細かいことは別にして、なぜ医療費が今回こういうターゲットになってきたかということだと思のですが、これも国の資料ですけど、経済再生ケースでいけば、右肩上がりであるけれども、そうでなかったらということで、いろいろな試算がなされています。今国の予算の中で社会保障費が一番大きな割合を占めているのではないですか。よく公共事業がだめだなどと、いろいろなことをマスコミ等で言われるけれども、実際はそうではなくて、社会保障費が財源部分を大きく占めているので、そこにやはり取り組んでいかなければ、地域医療連携課長がおっしゃったように、これから高齢者の率がふえていく云々というときに、財源がパンクしてしまうと。プライマリーバランスも合わすと言っているけれども、黒字化もできないだろうといった瀬戸際にあると思うのです。だから、今までなら人口増加でずっと来ていたので、極端に言えば、新しい制度をつくる、誰がやってもその方向性が大きく変わることはなかったのですが、人口が減っていくという現象の中で、相当厳しい行政力が求められるだろうと言われていています。だから、特に医療関係はシビアにいろいろな分析を出してやっていかないと、よそがやっているからうちもいいのだなどは関係ないと思いますので、今年度の取り組みも大変な仕事なので、結構ご苦労をかけているのはわかっているのですが、その点、お願いしたいのですが、いかがですか。

○河合地域医療連携課長 委員からご指摘のように、これから人口が減っていくけれども、高齢者の方がふえていく、高齢者がふえると非常に医療ニーズがふえる。医療費も伸びていくということです。逆にそれを支える現役世代の方は減ってくる状況ですので、それに耐えられる医療提供体制を構築するのが医療構想の目的の一つになっていきますので、そういう取り組みを進めたいと思っています。

○川田委員 県でもメルクマールを上げられていると思いますので、その点に向かって頑張ってくださいと思います。

それと、ドクターヘリで、今回予算を組まれて、運航推進ということで、関西広域連合でもドクターヘリをやられていますが、単純な聞き方で、難しいことを聞いているわけではないのですが、関西広域連合に参加したほうが得なのか、それとも、単体でやったほうが得なのかになると、単体のほうが得だから予算が上がっていると思うのですが、その辺のご説明をいただけないですか。

○河合地域医療連携課長 県でドクターヘリを導入して、それを関西広域連合で運用するということがどうか。関西広域連合のドクターヘリを利用して、県では導入しないほうがいいのではないかとのご質問でしょうか。

費用面で見ますと、県で独自でドクターヘリを導入しますと、年間1機当たり約2億円が必要になります。ただ、このうち、国庫が2分の1ですので、都道府県の負担は2分の1と、全国的にそのような状況になっています。県でドクターヘリを導入した場合にも、そういう経費が必要になってくると思っています。現在は関西広域連合の大阪府ドクターヘリと、和歌山県は関西広域連合のヘリではありませんが、和歌山県のドクターヘリを利用させていただいている状況です。この場合の費用ですけれども、利用した回数に応じて負担することになっています。平成26年度の実績で申し上げますと、関西広域連合の大阪府ドクターヘリについては、1回利用すると106万円が必要になります。平成26年度は3回利用したので、312万1,000円をお支払いしたところです。和歌山県のドクターヘリについては、1回当たり31万9,000円負担することになっており、23回利用したので、733万7,000円、合わせて1,045万8,000円と。

費用的にはこうなるのですけれども、ただ、共同利用する場合には、生命に重篤な危険のあるいわゆる三次の救急患者の方を対象に、ドクターヘリを利用させていただけることになっています。これを県で独自に導入しますと、本県でこういった場合にドクターヘリを使って患者搬送できるのかを決めることができるようになります。そういった場合に、重篤な三次の救急患者だけではなく、広く救急患者、重症の救急患者の方もドクターヘリで搬送できます。それで、より多くの救急患者に対応したいと考えています。と申しますのは、南和地域や、東部の山間地域では、救急車による陸路での救急搬送では非常に時間を要している実態があり、これらの地域で広く重症の救急患者について、ドクターヘリを活用して救命率の向上や後遺症の軽減を図っていただけることで、県でドクターヘリを導入し

たいというところですよ。

○川田委員 簡単にまとめてしまえば、同じお金を払うのであれば、自由度の高いほうを選んだということですね。金額だけではなくて、今の地域医療連携課長の説明であれば、単独で持つほうが自由度が相当高くなりますね。それで、基本的には、使う回数にももちろんよりますけれど、それによってそんなに大きな違いはないのであれば、やはり自由度を高く持ったほうがいいだろうという説明に聞こえたのですけれど、そういう解釈でよろしいですね。

○河合地域医療連携課長 コスト的には若干共同利用のほうが安いのは確かですけども、やはり南部や東部山間の方の救命、救急医療と考えるときには、その自由度を持った奈良県ドクターヘリが必要だという考えです。

○川田委員 わかりました。非常に丁寧な説明でわかりやすく、ありがとうございました。

それと、南奈良総合医療センターが今度開設されると。委員会では言っていなかったですけど、五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村と、ずっとありますが、人口減少が今後この地域はすごく激しいではないですか。国立社会保障・人口問題研究所から出ている人口推計の数字を用いて、将来どれぐらいの危険度があるのか、減少率の幅の推測値を出しているのですけれど、ひどいところであれば、地名は申しませんが、標準偏差2ぐらいで計算したら、80%ぐらいまで下がってしまう地域もあるし、70%ぐらい今から減ってしまうなどというところも多く出ていると。国立社会保障・人口問題研究所も平均をとったら50%以下ぐらいですか、半分ぐらいになってしまうだろうということで、そこから実態はその数字のままにならないので、過去の統計からいけば、平均値の算出からいわゆる推測統計で上下の幅は出せるので、悪いほうを考えれば、さきに申し上げた数字が出るとということと、地域から人が減るということは非常にいろいろ知恵も使っていかなければいけないと思うのです。団体の奈良モデルということで、一部の事務だけの連携で本当にいけるのかという疑問はいつも言っているのですが、重回帰分析で計算したら、過去、この地域は人口が減ってきていますので、それからいけば、人口比率と地方交付税の減少率で、どのくらい人口が減れば、どのくらいの金額が減ってくるという大体トレンドが出てくるではないですか。毎年ついてるもの若干違いますが、大体平均値は出てきますよね。この推計で、国立社会保障・人口問題研究所の数字をそれに当てはめて、地方交付税将来推計値を出してみました。これが驚くべきような数字が出て、全体的に平均でいけば、国立社会保障・人口問題研究所が人口5割ぐらいになると言っ

いるので、そのことも今までの過去の算出のも全部入れて計算すると、地方交付税も同じように50%ぐらい減ってしまうのです。

これだったら、地方公共団体として現状維持するのは非常に難しい問題になってくるといふこと。そこに、病院を建てられた。病院を建てられて、過疎債など、いろいろなものがある。ベッド数からいっても、入院患者が多くいけば、運営はもちろんできていくのですが、この地方公共団体は単費として出される分もあるではないですか。ということは、推計値から算出していけば、それでなくても、事務の維持が大変な状態になってくるのに、病院の負担もしていかなければいけない。本当に維持できるのかと。病院の維持はできるのかもしれないですけど、団体としての維持はできていくのかと。この辺を危惧していますが、あくまでも推計なので、言い切っているわけではないのですが、そのあたりはいかがですか。

○野村病院マネジメント課長 南和の医療体制についての質問です。

4月からの南奈良総合医療センターのオープンで、体制ですけれども、委員からご指摘のとおり、人口減少地帯ということで、これは今後とも考えていかなければならない課題と考えています。現在南和医療圏の入院患者についても、南和の医療圏以外に流出している状況があります。こうしたことから、病院経営にも影響を及ぼしており、課題を解決するために、この4月から新しい体制になるわけですけれども、同じような性格の病院、五條、大淀、吉野病院と、現在、3月までですけれども、この病院はいずれも急性期中心の病院でした。これを急性期を担う病院1つと、慢性期中心に担う病院2つに役割分担を行い、第1段階として、課題の解決に向けて取り組んでいるところです。病床数も、現在、3月までは3病院で572床あるものを、418床まで減らして、特徴づけて病院経営を行っていきこうと、南和広域医療企業団として4月から行っていくものです。

南和広域医療企業団の中で、どのような医療体制でやるかですけれども、南奈良総合医療センターは、50名の医師を確保できます。24時間365日断らない救急を目指すということで、救急医療についても、南奈良総合医療圏以外へ行くというケースもかなりあったわけですけれども、これを南奈良総合医療センターで断らない救急で全て受け入れていくことを考えています。また、南和特有の問題もあります。水害等災害の多い地域でもありますので、災害医療の強化を図る。また、へき地診療所の支援も一方ではあり、この病院の機能自体も糖尿病などに対応する専門医療を充実するということもあります。小児医療については、学校が終わってから診てもらえる夜診もやることで、この病院の機

能を大幅にアップすることも考えています。

こうした医療提供体制を住民の方々にもご理解、享受いただくためにも、南和広域医療企業団では全世帯に情報誌等を発行して、情報提供もしているところです。既に2回発行しています。こういうところで、広報面で力を入れているのが現状で、病院がオープンしますと、交通アクセス面でもコミュニティーバス、これは市町村により単独で出させていただきますけれども、連携して出していただく市町村もあります。南和の過疎化、高齢化が進む地域において、こうした取り組みを通じて、構成市町村を、県が変わらず、強くバックアップしていき、地域の方々に愛着を持っていただき、多くの方々に利用される人気のある病院になって、現在の経営している病院収益に上積みを図り、安定した経営の病院につなげていきたいと考えています。以上です。

○川田委員 頑張っているのはわかるのですが、少し心配しているのが、今の病院マネジメント課長の一連の話を聞くと、すばらしい部分もあるとは思いますが、果たして、大丈夫ですか。これだけ人口が減っていく中で、そして、地域も南部という限られた地域になっていくので、全国的に知れ渡るようなよほど何か特徴的な特化したものをつくっていく必要があるのではないですか。初期投資が大事で、言い方が変かもしれませんが、お金がかかってもいいから医療器具でも日本に1台しかないものを何か置くなど。すぐに減価償却ができます。何かもう少し特化した力強いものがないのかと思うのです。そうでないと、人口減少していく中で、ほかの病院とあまり変わらないことをやっていたって、人が集まってくるのかと。病院づくりによって、まちづくりというのも知事もおっしゃっていたではないですか。だったら、初期投資だから、もう少しお金をつぎ込んででも、日本でここにしかないというようなものをつくらないと、それだけすばらしい病院だったら外国人も来てもらってもいいのではないですか。健康に関してはお金をどんどん落としてくれます。だから、そういった視野を大きく広げてやっついていかないと、悪い話ばかりしているわけではなくて、現実には人口が減ってきて、単体の少数の地方公共団体のスケールメリットもだんだん小さく、弱くなっていくわけだから、事務もできなくなってくる現象もあるので、それは市町村統合とは別の問題になるのでしょうかけれども、せっかくここまで金をかけてつくったのであれば、もう少し金をかけてもいいから、何か特化したらどうかと思うのですけれども、そのあたりはいかがですか。

○野村病院マネジメント課長 特化したらどうかという点ですけれども、救急医療を充実させることを申し上げました。南和の医療圏については、やはり一次医療という点が非常

に弱い点で、特に休日、夜間をフォローするように、そこはしっかりと対応していくということで、こういう魅力づくりでありますけれども、そうした中で血管造影などを、検査と手術を同時にできるような、世界でも数少ない機械も入れて、救急医療としてこれは県立医科大学附属病院など三次救急の病院もありますけれども、そちらへ行かなくても、南奈良総合医療センターで対応できるということも考えています。そして、一方の話ですけれども、在宅医療の充実も、南和特有のやらなければいけない分野になりますので、しっかりやっていきたいと考えています。以上です。

○川田委員 病院マネジメント課長、るるご説明、わかるのですが、言っているのが、人口が減ってくるのだから、救急といっても、その近辺にその範囲が大体決まってくるのではないですか。近辺というか、どこまで離れていけるのかわからないのですが、その中で人口規模が減っていくので、比例すると仮定して利用も減っていくわけではないですか。だから、その地域に限らずに、ここの病院がいいのだという外からも入院患者に来てもらうようなスケールを大きく考えて持ったほうが成功の近道になってくるのではないかと思いますので、この点は研究いただき、意見として申し上げて、質疑を終わります。

○小泉委員 全体的には4点ぐらい質問します。

まず、観光ですけれども、1つは、きのう、予算審査特別委員会の教育委員会に聞き、中世の城郭の話をしました。城郭は奈良県にあるのは約300カ所と言われていました。300カ所をこれから教育委員会でデータベースに入れていくための調査を何年間かけてやっていくという話でした。しかし、奈良県はご承知のように、古代といいますか昔からの飛鳥から平城京、藤原京、あるいは神社、仏閣は非常に有名ですから、そこへの観光が中心になってきている。中世、近世は非常に影が薄いわけで、奈良県の中で中世の観光資源としては一体どういうものがあるのかを、まずお聞かせ願いたいと思います。

○中西ならの魅力創造課長 委員がお述べのとおり、奈良の観光は、古代のほうに多くあるので、観光資源もそうなっているのは事実です。しかし、今、委員がお述べの城郭もたくさんあり、美術館でちょうど先週までやっていたのですが、郡山城、高取城、宇陀松山城の3つの城郭を特集し、魅力を発信することもやっていました。実は、奈良大学の千田学長は城郭の専門家で、今「真田丸」の監修をいろいろされていて、テレビもたくさん出ておられますが、千田先生も奈良にもたくさんいいお城があるとおっしゃっておられます。今まで古代という部分で、できていなかった部分があると思うのですが、そういうところも含めて、しっかりやりたいと考えています。記紀・万葉プロジェクトをやって、古事記、

日本書紀、万葉集が中心だと言っていますが、それ以外の歴史資源を全て包括する形で記紀・万葉プロジェクトと申しており、そういう部分にもしっかり光を当てながら、実施していきたいと考えます。以上です。

○小泉委員 最初に城郭の話をしました。現在、中世における観光資源は、それ以外に奈良県には何かあるのですか、ないのですか、というのを教えてほしいと思ったのです。城郭は総括審査でも知事に話をしていきたいと思っておりますが、現在、奈良県の観光資源として古代の話はたくさんありますが、それ以外に何かあるのか、わからなかったもので、教えていただきたいと思い、まず質問したわけです。

○中西ならの魅力創造課長 その質問に対して、頭の中にすぐ浮かばず、すぐにお答えできない状況で、しっかり勉強もしながら、情報発信に努めたいと考えます。以上です。

○小泉委員 では、何かありましたら教えていただきますようによろしくお願ひします。これから城郭も全国的なブームの一つになりつつあるわけですので、そういうこともこれから取り入れていってほしいと思っておりますけれども、知事にその辺の所見を聞きたいと思っております。

その次の質問で「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の52ページにMICEが出てきており、一般質問にMICEの話をしようと思いましたが、時間がなかったのでしたけれども、MICEの誘致活動をするのであれば、奈良県にリニア中央新幹線が来て、さらに、奈良にホテルを誘致して、そしてでき上がってきている環境が整った中で、MICE事業を進めていくのではないかと考えていたのですけれども、しかし、平成27年度で約600万円。平成28年度予算に326万4,000円が組まれているのですけれども、どういう活動をされているのかをお聞きしたいです。

○林観光プロモーション課長 国際会議の誘致の狙い等ですけれども、奈良県では、知事をトップにして、奈良県国際会議誘致促進本部をつくっているところです。官民連携して、平成23年度に立ち上げたものです。そのほか、UNWTOアジア太平洋センターの支局というか、それが奈良にあり、その関係でいろいろMICEが来ているところです。現在実績としては、平成26年に国際貿易学会のシンポジウムや国土交通省自動車局主催の国際会議、航空の日仏協力作業部会等々が奈良で開催されており、先ほど申しましたUNWTO関係の会議もつい先ごろあったところです。

MICEの誘致の狙いとしては、MICE関係の方に奈良をよく知っていただいて、そ

のよさを来られた方にお伝えして、それを本国で広めていただくこと以外に、直接的な経済効果などもあります。そういったことを主体として、今回国際会議の誘致を行っているところで、主に歓迎レセプションや県内各所を回っていただくエクスカージョンなどを実施しているところです。以上です。

○小泉委員 金額的なものでいきますと、600万円から326万円と下がっているのですけれども、MICEの活動というのか、運動というのか、非常に日本も積極的にやっていますし、それぞれの市町村も積極的にやっているということで、そういう点でいきますと、326万円の中でどのようなことをやっていかれるのかを聞いておきたいと思います。

○林観光プロモーション課長 具体的には、UNWTOを誘致した関係で、地域委員会が新年度開催される予定です。今年度については、先ほど申し上げた航空の日仏協力作業部会や、ASEANの特許庁の会議、その後、先ほど申し上げたUNWTOの遺産観光に関する国際会議、東アジア文化遺産保存国際シンポジウムなどが開催されています。平成26年のデータがありますけれども、県内で開催されている国際会議の数としては、それ以外にあり、トータルで45件で、全国的には14位ぐらいという状況です。以上です。

○小泉委員 とりあえずこの問題については、積極的に取り組んでいただくことがインバウンドの関係も含めて、本来外国人もたくさん来て、学会などいろいろな集まりがやられていくMICEですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、私がよく取り組んでいるがん検診とがん患者の問題について質問します。

がん検診で、ことし積極的な予算を組んでいただき、非常に従来よりも県の意気込みがよくわかり、これは幾つかのモデル市町村で、その成果の中で実績が上がったのを、今度はそれを全県下に普及していこうと、がん検診はご承知のように、50%を目指して頑張らせていただいていますけれども、50%にまだなかなか到達しない中で、この予算を積極的に組まれたわけで、この予算に基づいて、奈良県の全ての市町村がこういう検診をやっただけなのかどうか見通しを聞きたいと思います。

○谷垣健康づくり推進課長 がん検診についてお答えをします。

委員がお述べのとおり、平成25年度からモデル事業として、市町村を選び、個別受診勧奨、再勧奨に取り組んでいただいています。近いところでいきますと、例えば平成26年度は、天理市、川西町、王寺町で取り組んでいただきましたが、いずれも受診者数がふえ、多いところでは2.4倍になったという実績がありました。平成27年度は、数がふえ、9市町村で取り組んでいただいています。受診勧奨をした段階の中間速報値ですが、

例えば桜井市の胃がん検診は、昨年度の同時期に比べて4.5倍になっているという報告もいただいています。平成28年度は、これらの事業がもっと多くの市町村で取り組んでいただけるよう、新しく補助制度を創設し、必要経費の2分の1を助成するというので、今予算案をお願いしているところです。現時点で既に8つの市と10の町ですが、事業参加の申し込みをいただいています。県としては、さらに一つでも多くの市町村で取り組んでいただけるように、現在各市町村に個別に働きかけをしていますのと、3月28日には全市町村を対象にした事業説明会の予定をしています。最終的には全ての市町村で取り組んでいただけるように引き続き頑張りたいと考えます。以上です。

○小泉委員 全ての市町村で取り組んでいただけるようによろしく願います。

それから、要望になるか、わからないですけども、全てのところでやっていただくのはありがたいですけども、全ての住民が一斉に来ると、検査ができないということが起こります。私の住んでいる大和郡山市の「つながり」という広報誌がありますが、そこを見ますと、何月何日から何月何日までこういうがん検診をやりますと。しかし、定数は決まっているのです。何人で締め切りですと。あとの方は受けられないということが起こってきますから、そういう点では、50%達成は非常に難しくなりますから、その点での配慮を何かしていただかなければならないかと思っています。もし意見がありましたら。

○谷垣健康づくり推進課長 がん検診を実施する市町村の受け入れ体制です。平成26年度にモデル事業をやっていただきました天理市は、受診勧奨する時期を4月にまとめてではなくて、年何回かに分けて、誕生日月に近いところで実施するという工夫をされておられます。そうすると、一気に受診者が集まらずに、年度平準化される効果も出ています。全体として1年間で受ける数が足りないことが今後起こり得るかもしれませんので、そういった場合には、各市町村に希望者は受けられるように、働きかけたいと考えています。

○小泉委員 そういろいろな工夫をしながら、全ての人が受けられるようにしていただきたいと思います。

次に、がん患者の就労支援の問題です。働いてる方々ががん患者になったと。そうすると、まだ圧倒的にやめていかれるというのは多いです。そうすると、次に生活の問題がかかってきて大変だということが起こってきて、就労支援をどうしていくかという問題で、先日出ましたがん対策加速化プランという、山中委員も代表質問で述べられましたけれども、がん対策加速化プランの中でいろいろなことが出てきました。そういう点でいいますと、患者が望んでおられるのは、自分がなったがんに対してどうなのかという心配と、も

う一つは、仕事の面で収入がどうなるかという心配でありますから、その問題をどう改善するかという点でいうと、一つは就労支援の問題を具体的にどうしていくのかが必要になってきますので、奈良県としての考え方、取り組み方はどうなのかをお尋ねしたいと思います。

○前野保健予防課長 がんの就労支援についてです。

第2期奈良県がん対策推進計画の目標の一つであるがんと向き合い、希望を持って暮らせる地域社会をつくるためには、患者の悩み、不安に寄り添うことができる相談体制が重要です。その中で、県として、平成26年度より、がん患者と家族のための仕事と治療の両立支援に取り組んできたところです。就労支援の相談体制ですけれども、就労相談の専門家である社会保険労務士と、がん連携拠点病院のがん専門相談員との交流会、がんに関する研修会を継続して実施してきたところです。そして、県拠点病院での社会保険労務士による就労相談のモデル実施を経て、今年度、全国でいち早く全ての拠点病院において、社会保険労務士による就労相談窓口を設置しています。主な相談内容としては、年金、健康保険、雇用保険の手当受給要件などが多いです。また、がん患者の状況に応じるために、がん相談員が同席するなど、連携した相談体制をとっています。病院内での周知に加えて、県民だより等で啓発を強化しています。その結果、知名度も上がってきて、相談件数が増加しています。

事業者への取り組みとしては、今年度、県内の事業所の産業看護師、奈良労働局、ハローワーク担当者等を対象として、がんに関する研修会を実施しています。また、平成26年度に引き続き、産業医を対象とした研修会も実施しています。以上です。

○小泉委員 もう少し具体的にお尋ねしますが、いわゆるがん対策加速化プランで、それ以後出てきた問題ですと、企業から、うちの患者が、患者と言えはおかしい、従業員がこういう勤務実態でこういう状況だと。それを医者に言うと、医者は、この患者は症状がこのようだから、こういう仕事をしたほうがいいのではないかというアドバイスの文書をその企業へ送るということががん対策加速化プランの後で、厚生労働省がそういう方向を出したわけですけれども、対応、対策として県は、医者側にも、企業側にもそういう話はあるのでしょうか、周知徹底されているのですか。

○前野保健予防課長 がん対策加速化プランですけれども、平成27年12月に国から出まして、委員がお述べの件について、これから、具体的に取り組んでいかねばということです。県として、雇用労政課と連携して、年4回、県内の1,200カ所の事業所向けに

発行している情報誌、「奈良労働時報」にがん関連の記事などを掲載して、事業者への周知、理解を深めていただくように努めています。そちらなども通じて、委員がお述べの件、国と連携しながら進めたいと考えています。

○小泉委員 働いている人は、大きな企業もあるし、個人的な商店等で働いている人もいるし、いろいろな人がいますので、どのように周知徹底していくかを考えなければ、1,200カ所だけでは足りないのではないかと思ったりします。

もう一つお尋ねしたいのは、大企業はそれなりにがんになられた労働者、従業員についてはこうしなければいけないというものを持っておられる可能性が高いけれども、中小企業から個人商店は、そういうものは全然持っておられないのが多いのです。だから、その辺をどうしてあげるかも考えていかなければいけないことですし、さらに進んでいきますと、障害者ではないですけれども、こういう障害者を雇用した場合には一定の援助金を出しながらやっておられるということがありますから、がん患者になって、それでも仕事をしていくと。それも、今までと違う仕事をしていくわけですから、それに対しての一定の企業に援助金を出すことも必要ではないかと思ったりして、これは私の思いだけですから、そういうこともしながら、企業も理解をしていきながら、がんになった患者に対して十分に対応をしていくことが住みやすい世の中になっていくのではないかと思ったりしますので、積極的に取り組んでいただくことをお願いをして、終わりたいと思います。

○田尻委員長 審査の途中ですが、これで午前中の審査を終わります。午後は、1時10分より再開をいたします。しばらく休憩いたします。

12:09分 休憩

13:12分 再開

○田尻委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、発言を願います。

○中野委員 それでは、簡単な質問を1点だけします。

実は、平成15年に、一般質問をしたときの話題ですが、大和郡山市白土町に、当時は福祉部が所管していた土地がありました。これは、私が質問したのは平成15年ですが、取得されたのが平成3年で、そのとき既に、今の段階からいいますと25年が経過しています。質問のときが平成3年ですから、12年を経過していたという土地であり、未利用だから、早く何かに使ったらどうですかという質問をした記憶があります。福祉部から管財課に移っていると聞いていますけれども、事前に通告していますので、その後の経過と

今の状況の説明をどなたかお願いしたいと思います。

○西川総務部次長 中野委員から質問がありました白土町の県有地の土地については、管財課が管理していますので、私からお答えします。

委員からご指摘のとおり、平成3年に、もともと土地開発基金で取得して、当時は福祉施設の整備も念頭に置いて取得したわけですが、その後、社会情勢の変化等により、県で福祉施設を整備するということがなくなりましたので、活用しないで、そのまま置いておいた土地になっており、その後、平成21年に土地開発基金を県で取りやめた時点で普通財産として管財課へ移管されています。当該土地については、現時点では低未利用資産で、継続保有資産という形で位置づけており、と申しますのも、周辺の道が非常に狭いので、それと、道がいわゆる道路の認定を受けていない私道になっており、そういう関係から非常に使いにくい土地になっています。なかなか処分するにしても、処分のしようが今のところないということで、一旦県で保有しています。現在、土地の南側に幅3メートル程度の私道がありますが、その道をできるだけ拡幅して、大和郡山市の市道に認定していただきたいと、地元自治会も大和郡山市に働きかけておられて、市道認定ができましたら、使い道が出てくるかと思っています。現在はそういう形で、道路認定の状況の推移を見守っている状況です。以上です。

○中野委員 今、当時のことを思い出しているのですが、市道認定をしたら使い道があるとおっしゃっていましたがけれども、当時、その使い道はなかったのですか。当時、使い道のなかった土地の面積と価格を教えてください。

○西川総務部次長 平成3年当時に購入した金額ですが、約8億2,900万円で購入しています。以上です。

○田尻委員長 面積は。

○西川総務部次長 面積が4,958平方メートルです。

○中野委員 そうですね、坪単価に直しますと、過ぎ去ったこととはいえ、使い道のない、道路のない、市街化調整区域の土地が約1,500坪、平成3年といえども坪当たり54万6,000円です。当時健康福祉部で持っておられました。非常に健康に悪いような状態だったのではないかと思うのですが、これは専門家に聞かないといけませんか。専門家に聞いても、これはわからないと思いますけれども、総務部次長、どういう印象を持っておられますか。

○西川総務部次長 平成3年当時、健康福祉部で、その当時の情勢の中で、将来的に福祉

施設が多分必要になることを念頭に、県が土地を取得したのだらうと。当時のことですので、申しわけございません、当時の取得にかかわった者ではありませんので、推定でしか申し上げられませんが、そういう事情があったのかと思っています。以上です。

○中野委員 当時福祉部長が、答えておられるのですが、県有地連絡会議等があり、このような場も活用しながら、他の公用地や、先行取得のための代替地など、いろいろな方策を探りながら、早急に検討してまいりたいと思いますと、こう答えられているのですが、13年間というのは早急なのですか、どうですか。

○西川総務部次長 平成15年当時、委員の一般質問に対して、当時の福祉部長が今、委員がおっしゃられたように答弁をしているのは事実です。その後、先ほど申したように、何らかの形で、例えば公共施設、公共用地の代替地等の活用方策がないかということも庁内でいろいろ検討もした経緯もありますが、先ほど申したように、どうしてもなかなかうまく使えるような使い道がなく、道路の関係で使いにくい土地だということで、今のところ活用策が出せていない状況にあるということです。以上です。

○中野委員 8億2,000万円が、25年間眠っているのです。仮に市道認定になったとしても、幾らで本当に処分できるのか、あるいは県が活用されるのか、それはわかりませんが、極めて不健康だと思いますし、25年間これを眠らせておくということが、早急というのが、そういうスパンで奈良県は考えているのかなど、物すごく疑問に思っていました。福祉部から管財課に移ったという報告もなかったし、事務の連絡も何もないのですが、言いつ放しではやはりいけないと思う。これだけの大きな金が寝ているわけですから。ほかにもたくさんこのようなものがあるのか。管財課で預かっているそういう未利用の土地を一回リストアップしてください。今はいいですから、後日でも、一回精査されたらどうかという思いで今質問しているのです。現状は、現況有姿はどんな形ですか。

○西川総務部次長 現在管財課で管理していますので、年2回ほど、現地の草刈りをしているところです。

それから、先ほど委員からご指摘のあった低未利用資産については、県のホームページに現在の低未利用資産を一覧表として掲載しています。以上です。

○中野委員 もう過ぎ去ったことですので、それ以上申しませんけれども、いろいろな方策を考えられて、しっかりした利用をしていただきたいと思いますし、逐一また報告願うことをお願いしておきます。

○今井委員 観光の関係では、奈良県猿沢インと奈良大立山まつりの問題、福祉の関係で

は、国民健康保険の問題、子どもの医療の問題とERの救急、西和医療センターの駐車場問題について、それから、子どもの保育所の問題で質問します。

猿沢インですけれども、今外国人観光客の交流事業を行っている猿沢インは、ボランティアから外国の方とのふれあい、文化の体験ができると、大変好評をいただいていると聞いています。ここから吉野や飛鳥などに外国人の方を直通バスで送る事業をしているということですが、外国の方はそれに無料で乗れるのですけれども、日本の人はボランティア以外は利用できないということで、ボランティアをやっている方の話では、外国から来る方は、日本人との交流を求めてきているので、外国の人しか乗れないというのは、少し考える必要があるのではないかとのご意見をいただいています。この点について、担当課で考えていることがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

奈良大立山まつりの問題ですけれども、午前中に川田委員からもいろいろと話が出ていました。私の地元の広陵町大垣内で毎年8月24日に立山というお祭りを行われてきていて、広陵町と、橿原市と御所市の立山を平城京に持って行って、大立山まつりをすると、最初そのように聞いていました。実際には広陵町の人形が並んでおり、よそのところは映像で紹介されたりという結果ではなかったかと思っています。とても立派だと、先ほど川田委員からもお話があり、どこかのデザイナーに頼んでいるのではないかと言われたのですが、デザイナーではなくて、地元の大立山まつりの保存会の人たちが毎年、ことしは何をつくらうということを考えて、そのときそのときのテーマになるものを自分たちで考えて、つくるということで、大垣内という地域がタイムスリップしたような昔の家が並んでいて、公民館、その地域の新築の家、結婚式を挙げた家などというような家の前に、そのときそのときにつくられた人形が5体、6体と並んで、皆さんがその町並みを歩きながら、ことしはこんなことがあったということで楽しむと。そして、その人形が自分の身がわりになってくれるという由来で毎年人形をつくり続けるという伝統行事が昔から行われてきています。最近イベントといいますと、日にちに関係なしに、土日に行われることが多いのですけれども、この立山まつりは8月24日と、それが何曜日であっても8月24日に行われるというお祭りになっています。

ここに出展された方々は、あの短い期間にご苦労されて出展されているのですけれども、終わってから、どうでしたかとお話を聞きましたら、地元では各人形ごとにテーマ音楽をつけて、テーマ音楽を流しながら人形のイメージを皆さんにより知ってもらおうという配置をするのですけれども、今回はテントの中に4つ並んでいる状態でしたので、そういうこ

ともされていなかったと。だから、もし来年するのであれば、テントを離して、そして、それぞれ音楽が流れて、わかるような形にしてほしいという地元の方のご意見でした。

それから、広陵町では、だんじりが4台出てまいりまして、解体して運んで、向こうで組み立てをして、本当に大変な苦勞だったと聞いています。地元のだんじりは、櫛玉神社のお祭りで、10月末に行われ、そのときに出るお祭りで、チョウサ、チョウサというかけ声でだんじりを引くのですけれども、なぜチョウサと言うかといいますと、箸尾という町並み、ご存じの方もありませんが、大変道が狭いというところであり、その道幅がきちんと確保されているのか、家の垣根から木が道に出ていないかなど、そういう道幅を調査をするという意味で、毎年だんじりを引いて、道の状況をみんなで確認したという話を昔のことを知っている人から聞きました。これを今回平城京のあの広いところで引いたわけですので、私もその日に行き、観光客の方とお話ししましたら、広陵町にあんな立派なものがあるのですねと言っていただいて、あるということは知っていたのですけれども、本来の持っている意味など、そういうものはあの大立山まつりの中では伝わってなかったという印象を思うわけです。

2億円をかけてやったということですが、まだ決算は出ないと思いますが、どういふ内訳だったのか、運搬などにはどのくらいお金がかかっているのかをぜひ決算がわかり次第公表していただきたいと思っています。

それから、職員に随分お会いしました。大勢参加されていました。また、寒いところで大変ご苦勞だったと思いますけれども、これは、業務として命令が出て参加をされていたのか、ボランティアで参加されていたのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○林観光プロモーション課長 まず、1点目は、奈良県猿沢インのバスの件です。

猿沢インについては、奈良県を訪れる外国人観光客がまず初めに訪れていただいて、ここでいろいろな情報、あるいは交流などをしていただいて、観光施設と外国人観光客を結ぶゲートウエーを目指しています。バスですけれども、特に中南部に向けて発車はしているのですが、外国人観光客の方に奈良のよさをもっとわかっていただく、中南部地域はいろいろなよいところがあるのはまだまだ知っていない現状がありますので、それとともに、日帰りの観光客だけではなくて、通過ではなくて、県内周遊、滞在、宿泊につなげるのが主な目的で、外国人観光客を無料で県内のよいところにご案内をしています。

委員がお述べの交流のために日本人の方もという話ですが、特に一緒に乗っていただくボランティアの方だけではなくて、同伴して一緒に交流をしていただく日本人の方

も現実に乗っていただいていますので、そこはより一層交流を深めていただく形で、現在も運営していますし、今後も運営をしていきたいと思っています。以上です。

もう1点、奈良大立山まつりについてご意見をいただいたのですが、まず、広陵町のだんじりなども出ていただいて、おっしゃっているように、立山は、今回の奈良大立山まつりの由来としたところで、地域の資源である立山を、先ほど委員がお述べのように、厄を払うというところから、今回のイベントの無病息災に通じています。広陵町の立山については、ふだん家や公民館などに展示しておられるものを実行委員会からお願いして、先ほどお述べのように、南門の南側のテントに展示をしていただきました。少し狭いテントの中で設営や位置などで、地元の大垣内立山保存会の方には大変ご苦勞をかけたわけですが、多くの方に立山を見ていただく機会があつて、しかもかなり好評であつたということで、今度地元でされるところにまた見に行きたいという気持ちになられた方もおられるかと思ひますし、そういう流れも期待できるのではないかと思っています。

離して展示をして、音楽を流してというご意見をいただきましたけれども、今後地元の方々の意見などを聞きながら、よりよい、より充実した展示になるように、今後実行委員会ですつかりと検討したいと考えています。

決算を次の実行委員会に向けて取りまとめ中ですが、2億円の予算の使い方ですが、大立山の制作費として約8,000万円。今申しあげました伝統行催事などを披露していただいた各団体への輸送費、補修費のいわゆる市町村協力連携費。JRや近鉄の駅でポスター掲示などでPRしましたので、チラシ、パンフレットの広報費プラス市町村連携費などで約5,000万円。シャトルバスの運行、テントの設置、現場で会場設営、運営がかかりますので、その費用として約7,000万円ということで、計上しています。ただ、今後実行委員会ですつ確な数字はまた出していきたいと思っています。以上です。

○今井委員 猿沢インですけれども、日本の方も乗せていただいていると伺い、それはいいことだと思っていますけれども、お話を聞きますと、外国から来る場合は、大体日本に来たときはどこのコースに行こうと自分で計画を立てて、旅行プランで来られるようなのですが、ボランティアの方がここにいますと案内をして、バスに乗ってもらふという形になっていますので、もう少しそのあたりを最初の日程に組んでもらえる形で何かPRするなど、そうしないと、せつかくバスを出しても十分に有効活用できないのではないかと思ひますので、意見として述べておきたいと思ひます。

奈良大立山まつりですけれども、いろいろな意見はあります。ただ、思ふことは、本当

に地元の人たちが必要なお祭りであれば、自分たちの力でやっていくものになっていくのだらうと思います。それでなかったら、何年も何年も続かないと思っており、ことし9,600万円で大立山にまた予算がついているわけですけれども、四天王だけでは平城京で足りないから、もう少し何かつくるということになっていきましたら、あの平城京の広いところにどれだけ人形をつくれれば埋まるかわからないということにもなっていますので、その辺はもう少し、知恵と工夫をしてやっていく必要があるのではないかと思いましたが、意見として言わせていただきます。

それから、国民健康保険の問題です。「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度2月補正予算案の概要」の101ページ、国民健康保険基盤安定化事業に、保険基盤安定化事業と保険者支援事業とありますが、それぞれの内訳がありませんので、教えていただきたいです。

国民健康保険の財政安定化基金ですが、国では1人1万円引き下げると言っていましたけれども、各自治体では1,700億円が国民健康保険の負担に回る予定ですが、実際市町村に聞きますと、それが住民の国民健康保険料の引き下げに回っていないという意見を聞いています。財政安定化基金を使って、奈良県の中でどのくらいの自治体が国民健康保険の引き下げに回しているのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

○八木保険指導課長 国民健康保険の基盤安定化事業についてのお尋ねでした。

国民健康保険の基盤安定化事業48億7,400万円の内訳ですけれども、低所得者の保険料を軽減することにより生じる保険料収入の不足の補填に充てる保険基盤安定分が41億6,200万円です。低所得者が多く、財政基盤の弱い市町村への財政補助の意味を持ちます保険者支援分が7億1,200万円です。

委員が、基金と言われていた全国、1,700億円は、保険者支援分のことだと思いません。それについては、昨年5月に国民健康保険の安定化に向けた制度改革の一環として、国民健康保険の財政基盤の強化を図るということで、今年度から保険者支援制度が拡充され、全国で1,700億円の公費が追加で投入されることになっています。今年度、県内の市町村全体では約17億2,000万円が増額されたところです。

一方、県内の市町村国保において、今回の公費の増額を見越して今年度に直ちに保険料を引き下げた例はありませんでした。国民健康保険の会計は、ご承知のとおり、単年度で行われており、市町村としては、今年度は黒字になりそうだから保険料を引き下げる、赤字になりそうだから保険料を引き上げるということではなく、今後の医療費の伸びや財政

状況なども踏まえて、中期的な収支バランスを見て保険料を見直すタイミングを図っているものと認識しています。現時点で来年度に保険料を引き下げる市町村があるとは聞いていませんけれども、将来的には今回の公費の拡充がなかった場合と比べて、医療費の増加による保険料の上昇を抑制する効果は発揮されるものと考えています。以上です。

○今井委員 今、国では、国民健康保険の広域化という方向が示されています。これは、国が決める以前に奈良県が広域化というのを出してきたと理解をしていますけれども、今国民健康保険が抱えている問題は、どのようなものだと感じておられますか。その点をお伺いします。

○八木保険指導課長 国民健康保険の問題は多岐にわたっていますけれども、一番大きな問題は、国民皆保険制度の最後の受け皿としての国民健康保険ですので、失業者、高齢者、低所得者、被用者保険に入らない方が最終的に国民健康保険に入っておられますので、全体的に所得が低いと。その所得の割合から見て、保険料が高いのが大きな問題です。また、後期高齢者医療制度は平成20年度以降に別建ての制度になりましたけれども、国民健康保険については、前期高齢者、65歳から74歳までの比率がかなり多いです。高齢者になるほど医療費は増加しますので、そこに国民健康保険の医療費の増加の大きな要因があることが大きな国民健康保険の課題だと認識しています。

○今井委員 今言っていたとおりにだと思います。本当に国民健康保険が国民皆保険でできて、昭和36年に制度設計になっていますけれども、その加入者がワーキングプアや、仕事がない方が非常に多くなっているということで、35%がそうした非常に収入が少ない方が国民健康保険を占めていると聞いています。

国民健康保険加入者の1世帯当たりの所得が大体幾らぐらいかわかりますか。それから、保険料は幾らぐらいかわかりますか、お聞かせください。

○八木保険指導課長 済みません、国民健康保険加入者の平均所得は今手元にありません。奈良県の場合の1人当たり平均の保険料は約9万円です。

○今井委員 今、貧困が非常に問題になっていますけれども、大阪市が昨年実施した大阪市のひとり親家庭の実態調査では、シングルマザーの方の平均総収入、手当も含めて184万円です。奈良県も調査をしていますけれども、200万円以下が37%という数字が出ています。大体こうしたシングルマザーは、母親が40歳ぐらい、未成年の子ども2人か3人ぐらいということが平均的な状況だということですが、国民健康保険を計算しますと、保険料が22万円、さらに国民健康保険の方は国民年金も払わなければいけないとい

うことになりますので、18万円、両方足しますと社会保険だけで40万円も払わなければいけない。収入が184万円という状況の中で40万円も社会保険に払わなければいけない。さらに、家賃を6万円ぐらい払わなければいけない。そうなってきますと、本当に生活費が出てこない、そこからまた、光熱費を払うという生活実態で、生活費がない状況の中で暮らしている実態が出てきています。子どもたちがいますけれども、そうした子どもたちの食事の状況は、1日2食で、1食は学校給食、1食はご飯とふりかけというような食生活をしている子どもがたくさんいる。食べるものも食べずに、国民健康保険料、国民年金を払うことはできませんので、滞納がどんどんふえていくのは、これは当たり前のことではないかと思うわけです。

そして今、そこに対して、税の徴収に大変力を入れておられるわけですが、そういうところの徴収をしていくことは、むしろどういう状況で困っているのかをよく聞いて、必要な支援をしてあげなければいけないところに取り立てを行うことになっていきますので、私のほうにも時々、給料が入ったのに全部引かれてしまったという話も入ってきていますけれども、その辺については、きちんとそれぞれの状況を見てやっていただきたいと思いますが、税の徴収の関係で考えておられることがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○八木保険指導課長 国民健康保険の収入確保の面では、保険料収入は大変大事な要素ですけれども、委員がお述べのとおりで、国民健康保険の世帯の状況に応じて滞納処分をするかしないかというのは丁寧にやっていく必要があると思います。県も、従前から市町村に対しては機械的に対応するのではなく、個々の相談をしっかりとった上で、必要に応じてやるようにと指導を繰り返しているところです。

○今井委員 国民健康保険のそういう現状の中で、果たして国民健康保険の広域化になったときに、そういう状況が改善するのかなと思いますと、なかなかその見通しは難しいのではないかと思います。先ほども川田委員との議論がありましたけれども、今の92%ぐらいの徴収率、それを県が一本化したら、100%県に払わなければいけないと聞いているのですけれども、先ほどのやりとりが、もう一つよくわからなかった点がありますので、そこはどうなるのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○八木保険指導課長 平成30年度から市町村が県に納付金を納める制度に変わりますけれども、納付金はそれぞれ決まった割り当てをした額を100%いただく形が原則で、その割り振り方としては、各市町村の規模別に実態の収納率がありますので、それを踏ま

えた、収納率を加味して納付金を市町村に配分するという事です。

○今井委員 それぞれの実態をよく検討していただき、今の状態がよくなる形で進めていただきたいと言っておきたいと思います。

それから、ことし子どもの医療が、外来も中学校を卒業するまでと、拡大をしていただきました。そのことについては、大変よかったと思うのですが、一番お母さんたちの切実な願いである窓口負担をなくしてほしいという点については、従来と変わっていないということがあります。先ほども母子家庭の話をしましたけれども、手元にお金がない家庭で、子どもが病気になったときに、お金がないとお医者さんにかかることを、二の足を踏むのは当然ではないかと思います。全日本民主医療機関連合会の小児科の医者が貧困と子どもの健康について大学との共同研究をしており、調査では、入院と外来と新生児の3つの部分で、貧困の家庭の状態と貧困ではないグループとを比較をしています。それを見ますと、貧困層の特徴としては繰り返し入院をする、夜間の入院が多い、受診を控える、支払いが困難、ぜんそくの発作の入院、子どもの付き添いで親が気兼ねもしているということで、貧困層の子どもは親も健康状態が悪いという調査結果も出ているところで、この窓口の無料化については、県はどのような検討をされたのか、お尋ねしたいと思います。

○八木保険指導課長 子ども医療費の給付方式についてのお尋ねです。

受診者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を市町村がかわりに医療機関に支払う、いわゆる現物給付方式とした場合ですけれども、国民健康保険において、市町村が受け取る国庫負担金が減額される制度があります。先ほども申し上げたとおり、財政状況の厳しい国民健康保険の運営にとって、国庫負担金を確保することは極めて重要な課題だと考えています。このため、本県としては、減額措置を回避しつつ、受給者の負担を最小限に抑えていく形で、一旦窓口で一部負担金を支払っていただくものの、後日自動的に助成金が口座に振り込まれる自動償還方式を採用しています。こういうことですので、減額措置が課されている現時点では、引き続き自動償還方式を維持すべきものと考えています。

現在、国で子どもの医療費制度のあり方等に関する検討会が開催されています。この中で、国庫負担金の減額措置についても議論されているところです。少子化対策に逆行するので、減額措置は廃止すべきという意見が出ている一方で、国庫負担金の公平な配分という観点からは、減額は適切な措置であるという意見も出されています。県としても、この検討会の議論を注視しているところです。以上です。

○今井委員 奈良県で窓口負担を無料にした場合に、どのくらいの費用がかかるかを試算

されていまして、お聞かせください。

○八木保険指導課長 減額の試算は大変難しいものですが、粗い推計ではありますが、今回の子ども医療費の拡充を含めて、4億円を超える額が市町村全体で減額されるものと推計されています。

○今井委員 これだけ子どもが少ないのが国家的な大問題になっているときに、それぞれの自治体が頑張っているのを減額することは、本当にひどいやり方だと思っています。これについては、国として医療制度を創設をするべきだと思いますけれども、よその県では窓口の無料を実施しているところもたくさんありますので、奈良県としても、そのことをぜひ検討していただきたいと言っておきたいと思います。

それから、保育所落ちた、日本死ねという、あれが問題となっていますけれども、今の段階で、奈良県で保育所に入れない子どもはどのくらいいるか、わかりましたらお聞かせください。

○金剛子育て支援課長 保育所の待機児童についてお答えします。

県内の昨年10月1日現在の保育所に入れなかった子ども、待機児童ですが、8つの市と町におられ、合計295人となっています。一番多いのは奈良市の122人です。以上です。

○今井委員 児童福祉法第24条で、保育に欠ける子どもは措置しなくてはならないという条文があると思いますが、スウェーデンでは、保育所の入所を希望したら、もし入れなかったとしても、3カ月以内には自治体は保育を提供しなくてはならないと決まっているということです。日本の場合は、入れませんでしたという通知1枚で、行政のそれ以上の責任がないわけですが、その点については、どのようにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

○金剛子育て支援課長 おっしゃったように、児童福祉法第24条は、保護者が就労している場合など、保育を必要とする子どもがおられる場合は、市町村が保育しなければならない旨を規定されていますので、市町村においては、待機児童が発生しないように、潜在的なニーズも含めて、保育ニーズを把握していただき、必要な定員を計画的に確保していただきたいと考えています。そして、待機児童を解消するための市町村への支援として、定員をふやすための施設整備への補助、保育士人材バンクによる就職支援等を実施しています。これ以外にも、待機児童対策について考える市町村との連絡会議において、県と市町村の担当者間で待機児童に関するさまざまな現状の把握、解消方策に関して情報提供、

意見交換を行っていますので、引き続き市町村がそれぞれの状況に応じた解消方策に取り組んでいただきますよう、情報提供を積極的に行い、意見交換する場を持っていきたいと考えています。そして、残念ながら保育所に入られなかった方に対しては、少し遠くてもあいている保育所を紹介して、入所していただくなど、できるだけきめ細やかな支援と情報提供を市町村にしっかりお願いしたいと考えています。以上です。

○今井委員 保育士が育児休業明けで仕事に行こうと思っていたら、その保育士が保育所を落ちたという話を聞いており、一体誰が保育をするのかという事態があるわけですが、実は、奈良市で認定こども園になってから、保育士の給料の改定が議会に出ているという話が入ってきました。幼稚園で働く教諭と、保育士が同じところで働くこととなりますので、給料を一つにまとめようという考えについては当然かと思いますが、低いほうに一本化をされるのであれば、それはそれで意味があるのですが、低いほうに合わせるというのが出ているそうです。例えば34年以上働いて、担任を持っていない人は21万9,000円、担任を持っている人は25万9,000円にしかならないということで、幼稚園の講師の16名に影響が及び、最大で年額68万5,849円がマイナスになるということです。給与が年間で271万9,849円の人が203万4,000円と、25%減らされるという給与改定が出ているということですが、これで果たして、本当に頑張って保育で働こうという気になるかどうかといえ、やはり皆さん二の足を踏んでしまうのではないかと。子どもが好きだ、保育士になるのが夢などいろいろ最初に思っていたのと現実が余りにも合っていない。

少なくとも保育所の保育士の給料が普通の方に比べて10万円は低いと聞いているのですけれども、その辺の上乗せを例えば奈良県はきちんと上乗せをしますという対策を講じていただければ、奈良県は頑張って子育て支援をやってくれると響くかと思うのですけれども、保育士の数は先ほどのやりとりで4,100人とっておられました、給料は幾らぐらいですか。

○金剛子育て支援課長 保育士の給料について、民間の保育所の賃金に関する統計では、平均で県内では、約21万1,000円となっています。

○今井委員 そうしましたら、10万円アップをしたとしても、年間で4億円ぐらいプラスすればいける話かと思うのですけれども、どこにお金を使うのかがこの予算審査特別委員会の話になりますので、ぜひ本当に有効なところにしていただきたいと思っています。それは意見として述べておきたいと思っています。

ER救急のことで質問します。

昨年9月5日から、公立大学法人奈良県立医科大学附属病院で土日に断らない救急ということで、スタートをしました。これまでたらい回しという状況が起きておりましたけれども、県立医科大学附属病院で最後は受けてもらえるという、安心感は大変大きくなったかと思っています。先日、県立医科大学附属病院のER救急の実態を調査するのに、日本共産党の県議団で行かせていただき、お話を聞きました。9月5日から1月24日まで、ER救急で運ばれた方が411人いらっしゃるということですが、昨年の実績と比べて1.6倍にふえているということです。時間帯が土曜日の午前8時半から月曜日の午前8時半までの実施の時間で、担当される医者は指導医が一人、後期研修医が二人、初期研修医が2名という体制で二次救急の受け付けを対応されているということです。ただ、いろいろお話を聞いていますと、指導医の先生は大学でもいろいろ教える立場になっており、県立医科大学では医師不足の関係で、学生の定員がふえたと思うのですけれども、そのときでも、学生はふえても、教える側の先生はふえなかったと言われていています。だから、大学の授業するだけでもかなりの負担なのですが、ここにこのER救急の仕事が入ってきますので、聞いていましたら、本当に大変だという感じを受けました。

2月13日に、奈良県の産科医師が時間外労働を認めていないのはおかしいという裁判を起こし、判決が出て、県の訴えが退けられたということなのですが、この点で県はどう受けとめているのか、お尋ねしたいと思います。

○野村病院マネジメント課長 今井委員からご指摘があった産科医の超勤手当の訴訟の件の受けとめ方です。

県としては、宿日直勤務ですけれども、宿日直としても勤務した時間については、超勤手当を支給しているということがあります。そうしたところを司法で判断いただきたいということでしたが、今回最高裁判所で不受理ということで、高等裁判所の判決をもって確定となりました。県としては、現在病院機構ですけれども、医師、産科医の増員ということで、裁判が起こった当時からしますと2倍ぐらいにふえています。また、分娩等、かわった医師については、特殊勤務手当等も支給しているところです。こうした勤務医の仕事の環境整備も進めており、今回県の主張が認められなかった部分があったことは非常に残念と考えています。以上です。

○今井委員 ER救急の先生方のお話をいろいろ聞かせていただきましたところ、総合診療部という研修のような位置づけということもあり、3～4人の方はコストがなく仕事に

従事しているというお話も聞かせていただいたのですけれども、幾らいいことでも、それには限界があるのではないかと考えております。このような産科医の判決も出ていますので、その点については、きちんとした労働に対してはきちんとした支払いをするということでこの奈良県のER救急が、いろいろな自分の責任や、頑張りなどに頼る救急体制ではなくて、きちんとした仕組みとしてのER救急の体制にしていきたいと考えていますけれども、その点について、どのようにお考えになっているか、お尋ねします。

○野村病院マネジメント課長 産科医をはじめ、ER救急医もそうですけれども、勤務医の方々の勤務環境を整備することは、非常に重要であると認識をしています。優秀な指導医のもとで必要な指導を受けられる教育環境の整備、一人ひとりの医師に過重な負担がかからない勤務体制の整備を今後も進めていく必要があるものと考えています。

また、ER救急に限っていいますと、救急医療については、県内で年間5万件以上に上っています。5割が軽症、4割が中等症、1割が重症の患者となっています。救急体制の充実、さらには救急医の医師が疲弊しないようにするために、過度に救急搬送が、県立医科大学附属病院の場合ですとERになりますけれども、こちらに集中しないように、一次救急を担う休日夜間診療所、最寄りの二次救急病院の県内救急医療機関との役割分担、連携も必要かと考えています。また、患者の立場からも、急病時に救急車を呼ぶべきか迷ったときには、24時間電話で医療相談が受けられる0.5次救急と呼ばれますシャープ119の利用もしていただけたらと考えています。以上です。

○今井委員 ぜひそういう方向で進めていっていただきたいと思います。

それから、最後に、西和医療センターの駐車場のことでお尋ねします。

外来の患者から、西和医療センターへ行くのに、駐車場に入れなくて、ずっと待ってはいけなないと。ずっと長く待っているんで、午前11時半の受け付けに間に合わないのではないかというときもあるというお声をいただき、宮本議員と一緒に西和医療センターでいろいろお話を伺ってまいりました。今、外来の患者が550人から600人おられます。入院患者が240人、職員が500人以上で、駐車場の台数は全部で200台、障害者用の駐車場は5台しかありませんでした。看護師寮の駐車場は、公用車の置く場所と、それから緊急手術などで呼び出された医者や看護師が車を置く場所に使われています。あの敷地の中で、どこか駐車場が確保できるところがないのかと見たのですけれども、隣に山林があるのですが、ここは既に宅地開発をされて、拡張スペースもなかなかないということです。今の駐車場を2階建てにするなどという対策が必要なのかと思ったのですけ

れども、職員はもちろん駐車場をとれませんので、それぞれ個人で近隣の駐車場を借りているということも聞きました。西和医療センターの駐車場の問題については、何らかの対応策が必要ではないかと思えますけれども、この点について何か検討されていることがあればお聞かせください。

○野村病院マネジメント課長 西和医療センターの駐車場の件についてお答えをします。

委員からご指摘のとおり、駐車場の状況については、県としても認識しているところであります。ただ、委員もおっしゃっているように、現時点では近隣にこれ以上の土地の確保が非常に困難な状況です。そのため、運用面になりますけれども、特に午前中は混雑しますので、駐車場の入り口2カ所に警備員を配置して、混雑への対応を西和医療センターでしています。また、公共交通機関の利用も呼びかけています。このような現在の状況ですが、診察予約時間の分散など、混雑緩和につながる方策について、引き続き西和医療センターで検討いただく予定をしています。以上です。

○今井委員 今でも警備員もおられましたし、そういう対策をさせていただいていると思うのですが、警備員がいても、駐車場があかなかつたらどうにもならないのです。だから、駐車場の数自体が圧倒的に少ないと思っていますので、ぜひ今後の計画の中で、この整備については検討していただきたいと思っています。その点ではいかがでしょうか。

○野村病院マネジメント課長 ただいま委員からご指摘の点について、西和医療センターでも十分認識しているとは思いますが、本日の委員のご見解を十分、西和医療センターへ伝えたいと思います。以上です。

○今井委員 よろしくお願ひします。終わります。

○阪口副委員長 質問は1点だけ、奈良大立山まつりについてです。

先般3月9日、大立山まつりの今後の展開ということで、議員の質問に対して、知事は十二神将の検討もしていたと。今回知事は実行委員会の会長でもありますので、実行委員会のどこでそのような検討がなされていたのか、わかれば教えていただきたいです。

2点目は、事業企画政策運營業務説明書に、四天王をモチーフにしたと書かれています。これは10月7日の第1回実行委員会で承認されたと。私の聞きたいのは、承認した日ではなく、なぜ四天王をモチーフに決められたのか。それと、立山の制作は奈良の魅力を深く理解したものによる原形作成者を記載と。この2つです。なぜこう決められたのかをお聞きしたいわけです。

○林観光プロモーション課長 モチーフの四天王ですけれども、もともと東大寺の大仏殿

に四天王があり、四方を守護するという意味の仏像で、奈良に非常にゆかりの深いところだったので、それをモチーフにするのがよかろうと実行委員会の中で決めさせていただいたところ。以上です。

○**阪口副委員長** 十二神将についてはどうですか。

○**林観光プロモーション課長** 十二神将も奈良ゆかりの仏様ではあるのですが、そのあたりについては、実行委員会の中で詳しい話は出なかったように思います。以上です。

○**阪口副委員長** そうでしたら、観光プロモーション課長の話では、知事が単独に考えておられたという理解をしたらいいわけですか。

○**福井観光局長** 実行委員会よりも、ある面、事務担当者などが、事前の概要の検討をしていく際には、いろいろな奈良の無病息災を祈願するという立山にちなんだときに、無病息災を祈願するにはどういった象徴的なものがあるかというところでは、十二神将というものも出ていたと思っています。それは、あくまで観光局の中での議論段階のときの話です。実行委員会の場で議論がなされたということではありません。

○**阪口副委員長** 私が十二神将と四天王にこだわるのは、十二神将については、清水寺の薬師堂に藪内氏の十二神将が安置されています。それから、四天王についても、彫刻家でするので、四天王像をつくられていると。それから、奈良に魅力を深く理解したものと、原形作成者という記載となってくると、私の頭の中にはびんと浮かぶのが平城遷都1300年祭で、株式会社電通と組んでマスコットキャラクターせんとかんを制作された藪内氏かと感じるわけです。こういう事項をいっぱい盛り込むこと、県は藪内佐斗司氏に立山の制作がなるように示唆をしたのではないかと私は考えるわけですが、そのことについて、答弁をお願いします。

○**福井観光局長** 藪内佐斗司氏は、平城遷都1300年祭のときにいろいろなマスコットキャラクターでせんとかんがありました。ただ、決して藪内氏を念頭に入れた奈良に造詣が深いものというわけではありません。いろいろな仏像などを作成する際には、奈良の社寺の方々など、そういったところとも十分気脈が通じるようなところが必要だということも、一般的に含めて、そういう表現にしていますので、決して藪内氏を示唆するようなものではありません。

○**阪口副委員長** ここでこれ以上やっても、本会議でもしましたし、認識が異なりますので、また次回、どこかで聞いていきたいと思っています。それから、透明性、公平性について、そこを担保してくれという質問もしたのですが、知事の答弁がなかったので、本会議

で申し上げたのは、企画提案書がホームページに公開がないと。それから、審査結果もホームページに公開がないと。普通、大きなことでしたら、第1回実行委員会でどういう話がなされたのかという議事録等をホームページに公開するはずなのです。そういうこともあって、先ほど十二神将をどこで検討されたのか。どこで検討されたのかわからないという感じなのです。ホームページの公開と議事録について、公開されているのか、お聞きをしたい。

○林観光プロモーション課長 実行委員会については、ホームページで公開をしていると思っています。以上です。

○阪口副委員長 審査結果の議事録。

○林観光プロモーション課長 はい、審査結果については、議事録については、ホームページで多分公開はしていたと思うのですが。

○阪口副委員長 企画書はホームページに公開していますか。

○林観光プロモーション課長 はい、一応提案されたものについては。

○阪口副委員長 企画書というのは、株式会社電通関西支社とTSP太陽株式会社の企画書の公開ですよ。

○林観光プロモーション課長 済みません、申しわけありません。それは公開していません。私どもの仕様書などは公開しています。以上です。

○阪口副委員長 要するに、公開されているのは、委託の要項の公開ですね。審査結果を、なぜそこに決めたかという業者の企画書、提案書等の公開が必要だということを申し上げているわけです。これについては、担当課に、何日も何日も出してくれと要請をしましたが、なかなか出なかったのです。そういう現状については、担当課はどう思われますか。

○林観光プロモーション課長 公開要請のあったものについて、公開できるものについては、副委員長に提出していたかと思えます。以上です。

○阪口副委員長 質問している内容と答弁が食い違うので、これ以上言っても、わかりにくいかもしれませんので、私は入札等においては、情報公開をきちんとすべきだと。要項は当然されていると思いますが、選定業者の提案書、審査結果の情報公開をきちんとすべきだと申し上げているわけです。

最後に言いたいのは、公募型プロポーザルであっても、籾内佐斗司氏ありきで決定していくと、私はオンブズマンの顧問弁護士にもこの件について相談をしたら、それはやはり談合になるということです。そうならないように、事業の推進を図っていただきたい

と。

そういうことを踏まえて、最後にこの質問をします。「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の45ページ、宿泊観光客の増加に向けた冬期イベント展開事業として、平成29年2月上旬予定ということで、9,600万円計上されていますが、これの簡単な内訳を教えてください。

○林観光プロモーション課長 中身についてはこれから実行委員会で議論していきたいと思いますが、広告費と市町村等連携協力費で約4,200万円、会場設営、演出運営費として約5,400万円を見込んでいます。1回目の奈良大立山まつりの反省点を踏まえて、より実効性のある手法の仕方をしていきたいと思っています。以上です。

○阪口副委員長 今の話では、新たに今回つくった四天王のような立山をつくらないと理解していいのでしょうか。

○林観光プロモーション課長 予算要求の中には、新たにつくるというのは入れていません。ただ、今後民間等の事業協力などを募っていく中で、実行委員会の中で議論していきたいと思っています。以上です。

○松本委員 私から1点、医療確保推進事業の件についてお伺いします。

私の地元で、国保中央病院は磯城郡3町と広陵町の組合で運営されていますが、その中で、急速に進む高齢化社会において、地域包括ケア病床を設けるなど、対応しておられますが、その中でも、整形外科やリハビリ科は、高齢化に伴い需要の多い診療科であると思っています。そこで、お聞きしますが、地域包括ケア病棟はいつ設置されましたか。

○田尻委員長 答弁は。

○松本委員 そうしたら、結構です。なぜそれを設けられたかを聞いたかったというと、医師の人数の問題ですけれど、平成26年の夏ごろに設けられたと把握していますが、平成26年には整形外科の先生は4人おられました、平成26年の夏に設けられているのに、平成27年には1人減になっているのです。その減の要因は何ですか。

○松山医師・看護師確保対策室長 国保中央病院の整形外科に勤務していた診療を行う整形外科医師は、平成27年3月までは常勤医師4名と非常勤医師3名でしたが、平成27年4月に常勤医師が1名転出しています。その詳しい原因については、申しわけありませんが詳細に把握しておりません。

○松本委員 そうしたら、平成27年には1人減というのは把握しておられるわけですか。

○松山医師・看護師確保対策室長 はい。平成27年4月に常勤医師1名が転出されてお

り、その後、同年7月の異動により、常勤医師1名の交代がありました。当該医師が平成28年1月に転出したことから、後任として非常勤医師2名が配置されましたので、現在は常勤医師2名と非常勤医師5名による勤務体制になっていると伺っています。以上です。

○松本委員 なぜ私はその件を聞かせてもらうかといえば、地域包括ケア病床が50床あるわけで、その中で、外来患者からもいろいろな意見を聞きますけれど、整形外科は平成26年には物すごくいい先生がおられた中で、だんだん先生が減っていかれ、待ち時間も長いということで、逆に整形外科の患者がもっと少なくなるということと、地域包括ケア病床の患者にも、医師が少ない点でご迷惑がかかっているとお聞きしますけれど、今後のあり方について教えてもらいたいです。

○松山医師・看護師確保対策室長 田原本町にある国保中央病院は、入院治療後、病状が安定した患者に対して、リハビリや退院支援など効率的かつ密度の高い医療を提供するための在宅復帰支援のための病床である、地域包括ケア病床を設けていると聞いており、この病床において、高齢者の方は転倒して骨折などで入院することが多くあり、そういった事例で在宅復帰へ向けて積極的なリハビリが必要な方などの診療に努めておられると聞いています。

現在のところ、常勤医師2名の努力と、非常勤医師が配置されていることにより、従前どおりの診療体制を維持していると伺っていますが、奈良県としても国保中央病院は地域医療を担う重要な公立医療機関であると認識していますので、地域における医療を確保するためにも、必要に応じて奈良県立医科大学附属病院に働きかけるなど、診療体制が常勤医師2名に偏ることなく維持することができるように支援したいと考えています。以上です。

○松本委員 整形外科やリハビリでチーム医療を進めておられる中ですので、できるだけ奈良県立医科大学附属病院に働きかけて医師の確保をよろしくお願いします。

○山中委員 数点お聞きをします。

一昨日の予算審査特別委員会において、歳入に関する質問ということで確認しました。

「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の16ページには、地方消費税の引き上げ分については全て社会保障施策の財源とすると書かれており、その内容について、記載されています。

平成28年度予算では引き上げ分の地方消費税が全体で、約87億9,200万円。そ

の使途として、社会福祉が全体では約30億円、社会保険が約31億円、保健衛生が約27億円となっています。各分野における具体的な事業のどのような点に充当されているのか、その主な事業内容について、まずお聞かせください。

○山下健康福祉部次長（企画管理室長事務取扱） 「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の16ページ、地方消費税引き上げ分の社会保障関係費に充当整理表に基づいた質問です。

委員がお述べのように、社会福祉、社会保険、保健衛生と、3分野それぞれの具体的な事業に地方消費税の引き上げ分を充当していますけれども、健康福祉部、こども・女性局、医療政策部の各事業が充当されていますが、私から一括して主なものについて答えます。

まず、社会福祉の分野ですけれども、民間保育所を利用する乳幼児の保育経費に対する負担金である保育所委託費負担金、障害児を一定数以上受け入れ障害児に手厚いケアを実施する保育所に補助を行う障害児保育質向上事業補助、障害者の雇用を促進するための障害者雇用拡大事業所及び特例子会社設立・運営支援事業などの事業に、この社会福祉の分野では充当しています。

社会保険の分野ですが、国民健康保険の基盤安定を図るための軽減保険料に対する負担金である国民健康保険基盤安定化事業、低所得者に対する後期高齢者医療保険料の軽減分に対する負担金である後期高齢者医療保険基盤安定化事業などです。

保健衛生の分野ですけれども、今回、子どもの通院に対する補助の対象を中学卒業まで引き上げた子ども医療費助成事業、市町村のがん検診受診率向上を図るため新たな補助金を創設する、がん検診の個別受診勧奨・再勧奨事業に充当しています。

それから、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための基金の積み増しを行う奈良県地域医療介護総合確保基金積立金、平成28年4月に開院となる南奈良総合医療センターをはじめとした南和広域医療企業団による医療提供の開始に当たり、病院開院の立ち上がり支援などを行う南和広域医療企業団運営費補助事業及び南和広域医療企業団運営費貸付金などの事業に充当しています。

このように、地方消費税の引き上げ分については、新たに制度を設けたものや、既存の事業を拡充したものに対して充てさせていただいています。今後とも一層、社会保障の充実という視点で、財源の活用の仕方をしていきたいと思っています。以上です。

○山中委員 先ほど今井委員からも質問がありましたけれども、子どもの医療費の助成事業にもこの消費税の増額分が充てられているということでしたので、この内容についてお

聞きをしますが、平成28年度の当初予算に9億4,600万円を上げていただいているのですが、この事業は実際に8月からの実施ですと、半年間の運用になるかと思っておりますので、これを通年で動かすとどれだけの予算になるのかを教えてくださいたいと思います。

○八木保険指導課長 子ども医療費のお尋ねです。

9億4,600万円、今年度の予算ですけれども、そのうち新規拡充分、小・中学校の通院分を6カ月分として2億6,300万円ですので、これが通年になりますと、その2倍の5億2,600万円になります。

○山中委員 わかりました。

では今度、平成29年度には新たに、先ほど言われた2億6,300万円が新たに計上される形で動いていくということですね。そうしますと、ますます消費税の役割は大きくなるかと思っております。

そういうことも含めて、今後、2017年4月になりますと、現行の8%から10%の消費税の引き上げ等も政府では行うことになっていきますので、今後の社会保障施策のさらなる充実ということでも随分とおっしゃっていただきましたので、これらの点について、知事に再度お聞きをしたいと思っております。

先ほど充当していただく事業の中に特例子会社のお話もありましたので、「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の33ページ、新規特例子会社設立・運営支援事業の内容についてもお聞きをしたいと思っております。

既に特例子会社についてはご案内かと思っておりますが、障害者の雇用の促進及び安定を図るために、事業主が障害者の雇用に特別に配慮をした子会社を設けられている、と厚生労働省の資料に掲載されていますが、事業内容についても一定の説明がこちらにも記載をいただいております。

そこでお聞きをしますが、はじめに、特例子会社の設立に向けてどのように進めていこうとされているのか。特例子会社を設立する上でのメリットについても教えてくださいたいと思います。さらに、奈良県にとって特例子会社を設立することがどういう意義づけになるのかを、今、1社あるようにはお聞きしていますが、この点についてお聞かせください。

○芝池障害福祉課長 特例子会社設立・運営支援事業について説明します。

この事業の内容としては、まず、県が特例子会社の設立、運営に必要なノウハウを蓄積し、支援するための調査研究を行います。また、特例子会社に関心のある企業等の実務責

任者等を対象にした特例子会社設立、運営のためのセミナーの開催を予定しています。さらに、特例子会社の設立を具体的に検討する企業に対しては、設立、運営の経験等を有するアドバイザーを派遣して、設立から運営までを個別に支援します。あわせて、当該年度に特例子会社を設立する企業には、設立経費に対する補助を行うこととしています。

補助対象となる設立経費としては、先進企業の視察等、設立プラン策定に要する経費、設立手続等に係る手数料等、設立に要する経費等です。補助率は3分の2で、補助条件は1事業所当たり500万円、1回限りとしており、平成28年度予算では2事業所分を計上しています。

次に、企業にとって特例子会社をつくるメリットとしては、障害者雇用率制度において、特例子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして雇用率を算定できること、障害の特性に配慮した仕事の確保、職場環境の整備が容易となること、それから親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となること等が上げられます。

最後に、特例子会社が県内にできることの位置づけですが、これについては、障害のある人の雇用機会の拡大に直接寄与するものです。障害者雇用率全国1位を目指していく上で重要な取り組みの一つと考えています。

先ほど委員からもありましたが、現在、県内の特例子会社は1社のみですので、新たな特例子会社の設立に向けて、企業等に積極的に働きかけたいと考えております。以上です。
○山中委員 2社の予定をして進めていただくという答弁で、これからセミナー等を開催していくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

障害福祉課長から障害者雇用率1位を目指していくという話がありましたけれども、本県の場合、平成27年6月の時点で2.4%の障害者の雇用率で全国3位です。あともう少しなので、そういう意味では特例子会社の設立に向けた努力をいただきたいと思います。ちなみに少し昔になるのですが、私も滋賀県の特例子会社の顧問をさせていただきました。こちらは参天製薬株式会社の子会社で、特に参天製薬株式会社の製薬工場で使われる衣類、靴など一切の無じん服、無菌服というのですか、そういうクリーンクリーニングという特殊なことをこの特例子会社の中でしていました。県内にもこういうクリーニングに従事されている企業もたくさんあるかと思いますが、そういう意味では進めていただきたいと思っています。

次に、こども・女性局にお聞きをします。

さきの本会議において、奈良県女性の輝き・活躍促進計画について、知事にお聞きしました。その中で、知事から大きな方向性、方針についてはお聞きしたので、今度はこちらに示されている予算案の概要に従い平成28年度の具体的な取り組みについてお聞きしたいと思います。

○正垣女性支援課長 女性の活躍促進についての具体的な取り組みについてです。

今年度策定する奈良県女性の輝き・活躍促進計画では、ライフステージごとに女性の課題を抽出して、マインド、フィールド、スキル、ライフの観点で解決の方途と、今後取り組む施策を体系化しました。

具体的な取り組みとして、男女とも意識、考えを変えるマインド面の改革が大変重要であると考えています。マインドを変える施策として、新規事業として女性の活躍促進フォーラムの開催や、女性活躍促進ジャーナルの発行により、女性活躍促進に向けた県民の意識醸成や情報発信を行います。また、継続事業ですが、ワーク・ライフ・バランスの推進のために企業が行う管理職向けの研修への専門家派遣などを実施します。

マインドについては、特に県の取り組みだけで解決する課題ではないので、国の関係機関、市町村、民間企業、職場、地域、家庭など、社会のあらゆる分野での主体的、積極的な取り組みが必要です。関係機関との連携、協力を進めたいと考えています。

フィールドの拡大やスキルを高める施策については、新規事業として、女性起業家・経営者活躍促進事業を実施します。マーケティングや販路開拓など、女性起業家の経営上の課題解決につなげる課題解決型のセミナーや、先輩起業家がこれから起業を目指す女性の身近なモデルとして体験談を語り、情報交換を行う先輩起業家事例セミナーなどを開催するとともに、女性起業家同士のネットワークづくりの支援も行います。

また、語学力を活用した就労、起業を目的として、翻訳者養成塾を継続して開催します。また、県内の女性翻訳者の活躍の場として、県の歴史・文化情報を日英翻訳して発信する冊子を作成するなどの事業に取り組めます。

女性の再就職支援については、子育て女性就職相談窓口を設置して、就職相談から職業紹介までを一体的に実施します。平成28年4月から桜井市、香芝市においても出張相談を実施します。今後とも市町村と連携しながら、子育て女性就職相談窓口を拡充したいと考えています。

ライフを充実させる施策については、施策テーマの一つである生涯を通じた安全・安心の確保について、DV予防啓発の実施など、関係機関と連携を密にして事業を進めたいと

考えています。

今後はこの計画のアクションプランに基づき具体的な施策、事業に積極的に取り組み、女性の活躍を推進したいと考えています。以上です。

○山中委員 今回の具体的な取り組みということで、マインド、フィールド、スキル、ライフという4つのカテゴリーでいただきました。しっかりと進めていただきたいと思います。

この本会議におけます荒井知事の答弁の中で、先ほど女性支援課長から4つのカテゴリーでいただいたのですが、特に、男性の意識改革が重要だとわかったということで、そこで大和マインドと知事みずから言葉を言われて、この改革が最も難しいという趣旨の答弁をいただいたかと思います。そこで、奈良県女性の輝き・活躍促進計画の策定に向けてずっと尽力をいただいた、こども・女性局長から、ぜひこの大和マインドを改革する鍵を聞かせていただきたいと思います。

○上山こども・女性局長 委員がお述べのように、本会議の答弁の際、女性の輝きや活躍を妨げる課題についての答弁で知事が申した内容は、具体的には、この計画の体系を策定していく議論を重ねてきたけれども、その中で特にわかったことは、男性の意識の点だと。女性が働かなくてもいいと考える割合が全国に比べて大変高いという大和マインドの改革が奈良県としても最も難しい課題であるようにまず考えられますということでした。

知事がこのように申し上げたのは、奈良県が固定的性別役割分担意識が全国の中でも高いこと、専業主婦率が高い県であるといった背景をもとに、マインドの改革がなかなか難しいと答弁したのではないかと考えています。

マインドについては、県の取り組みだけでは解決はなかなか難しい課題であると思います。そういう意味では、職場、地域、家庭、社会など、あらゆる分野で主体的また積極的な取り組みが必要ではないかと思っています。

今回、女性の輝き・活躍促進計画を策定しましたが、この計画の中でも成果目標として、男女とも意識、考えを変えるマインド面の改革というところから、固定的な性別役割分担意識を払拭する、長時間労働の削減等により働き方を見直すといったことを掲げているところです。男女とも固定的な役割分担意識を変えるとともに、長時間労働などの働き方を見直しにより、誰もが働きやすい職場環境が整備され、一方、こうした制度の面はかなり充実してきていますが、なかなか利用しにくい、そういう職場の雰囲気があるというアンケートの結果もありましたので、男性の育児、介護、家事への参加が促進され、ワー

ク・ライフ・バランスが推進されるためには職場、地域、家庭などのあらゆる場所での意識改革が必要ではないかと思われます。

行政として取り組めることとしては、今回の計画も女性活躍推進法に基づく地域の推進計画という位置づけを持たせましたが、各市町村においてもこの推進計画が努力義務として課されています。現在、幾つかの市町村でこの推進計画の策定を進めているようですが、地域での女性の活躍の促進に取り組んでいただくために、男女共同参画計画とあわせて、行動計画の策定を市町村でも進めていただきたいと思います。

さらには、企業等における事業主行動計画の策定についても、法律の中で規定があります。計画を企業等がつくっていただく中で、トップや管理職の意識改革が進む面があるのではないかとということもありますので、奈良労働局とも連携しながら、事業主行動計画が県内の幅広い企業等で策定されることにも大きく期待しているところです。

繰り返しになりますが、マインドを変えていくには、職場、地域、家庭など社会のあらゆる分野での取り組みが必要かと思いますので、大きな県民運動として広がりますよう、引き続き努力したいと思います。以上です。

○山中委員 職場が活性化し、仕事への従業員の意識が高まったという今回の女性の活躍推進法で企業の声が寄せられていることでもあります。先ほどこども・女性局長からありましたように、県庁自身も、自身というか県庁みずからも従業員が301名以上の企業ですので、当然、先ほどおっしゃっていただいた数値目標に向けての取り組みも必要でしょうし、まさに男性の意識改革もここからされなければならないと思いますので、あらゆる分野での取り組み、県民運動的な展開をぜひしていただきますようお願いいたします。

「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の89ページ、子育て世代包括支援センター支援事業についてお聞きします。

公明党代表の山口那津男から、平成28年1月28日の参議院の本会議の代表質問において、子育て支援について、いわゆるネウボラの日本版である子育て世代包括支援センターの導入促進に取り組んでいただきたいという訴えを安倍内閣総理大臣にしました。

この同センターは、既に皆さん、ご存じかと思いますが、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を実施するワンストップ拠点ということで設けようというセンターです。

1カ所で何でも安心して専門家に相談できる、画期的な取り組みではありますが、まだまだ余りにも知られておりません。

そこで、奈良県として同センターの設置に向けどのように進めていこうとされているの

か、お聞かせをいただきたいと思ひますし、また、市町村の円滑な運営を図る上で奈良県の役割についてもお聞かせをいただきたいと思ひます。

○前野保健予防課長 委員がお述べのように、近年、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等が孤立化して不安感を抱えやすくなっています。結婚から妊娠、出産を経て子育て期に至るまで切れ目のない支援の強化を図っていくことが重要であると、県としても考えているところです。

そうした中、国において、市町村を実施主体として、妊産婦の多様なニーズに対応するために、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として子育て世代包括支援センターを立ち上げられて、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指すとされています。

県として、本年度、市町村に対して国の動きや先進事例等の情報提供を行い、実施に向けた助言、指導を行うとともに、市町村が妊産婦へのサポートを効果的に推進できるように、産科連携会議等で産科医療機関、助産所等の関連機関に対して情報提供をして、連携、共同の体制を整備しているところです。

そうした結果、平成28年度において、県内の13の市町村が子育て世代包括支援センターの事業の実施を予定しています。以上です。

○山中委員 平成28年度で13市町村が予定をしており、5年後の平成32年には全国的な展開ということで、その先駆けとして13市町村が開設予定で上げていただいたかと思ひます。その中で、先ほど連携会議や情報の提供をどんどんやって進めていただくという認識をしました。

これから始まっていく事業ですので、今、細かいことはあれかと思ひますが、全体的なバランスが、市町村の中でも出てこようかと思ひます。温度差をしっかりと感じていただきながら、奈良県としてもやっていただきたいと思ひますが、その辺のコーディネーターとしての奈良県の役割についてお聞かせください。

○前野保健予防課長 県としてどうコーディネートしていくかというお尋ねです。

平成28年度ですけれども、今、申し上げた予定している13市町村を含めて、全ての市町村に対して、市町村間での連携、情報共有のために連絡調整会議を開催して、妊娠、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で必要なサービスにつなぐ母子保健コーディネーターに対する研修を実施したいと考えています。

また、出産直後に休養、ケアが必要な方に対する心身のケア、きめ細やかな育児支援を行う産後ケア事業等を実施するための必要な基礎データとして、妊娠、出産時の実態を把

握して、課題を整理するためのニーズ調査を支援したいと考えています。

県として、これらの取り組みにより地域のさまざまな関係機関とのネットワークを図り、国もセンターの法定化を考えている中、平成32年度までに県内全ての市町村において、地域の実情に応じた子育て世代包括支援センターが設置できるように支援して、妊娠、出産、子育て期に至るまでの切れ目のない支援体制の確立に努めたいと考えています。以上です。

○山中委員 ニーズ調査など、さまざまにやっていただいて、全県的な展開をとということです。

ここで一つ気になるのが、子育て世代包括支援センターは、今は法的な縛りはありませんので、ここに何か決まったスキルを持った人が入ることがまだないのですが、県でも保健師、助産師、ソーシャルワーカーといった人的な配置を進めていくということで取り組んでいただくかと思います。これは市町村が取り組むわけですが。そうしますと、学校でも、実はスクールソーシャルワーカーや生活支援アドバイザーなどそのような話をさせていただき、大変こういうソーシャルワーカー的な人材が枯渇をしてくるのではないかと思います。

県においても人材の育成も含めて、しっかりとしていただかないと、なかなかやろうやろうと言っても、本当に組織自体ができ上がってくるのかという懸念もありますので、どうぞこの点も含めてお願いをしたいと思います。

次に、午前中、川田委員からもドクターヘリについての質問がありましたが、この点について少しお聞きしたいと思います。

南和地域の医療体制を担う新たな病院ということで、4月1日に開院予定がされている南奈良総合医療センターの竣工式が3月13日に行われたという報道がありました。

同病院では、救急搬送に備えて病棟屋上にヘリポートが設置をされています。そして、県独自のドクターヘリの運航に向けて、今度は県立医科大学附属病院でもヘリポートの整備準備が予算化をされて進んでいる状況で、いよいよ平成28年度中の独自の導入に向けた取り組みがスタートをしたという認識を持っています。というか、進んでいくものだという認識を持っていますが、そこで気になりますのが、先ほど川田委員からもありますが、救急搬送にかかる時間というのがあるかと思います。

新聞の報道を見ていますと、ここには救急患者の確認から病院搬送までかかる時間が44.1分で、全国的には44位と新聞報道がされておりました。

この救急搬送時間ですが、これももちろん平野部も入れている時間であろうかと思いますが、実際にドクターヘリが飛ぶ範囲を含めた、この南部に限って見た場合、どのくらいの救急搬送時間になるのか教えていただきたいと思います。まず、その点からお聞かせさせてください。

○河合地域医療連携課長 山間地域での救急車による搬送ですけれども、特に時間を要するという実態です。南和地域での時間ですけれども、119番通報をされてから患者を医師に引き渡すまでの時間が平均で63分かかっている状況です。

○山中委員 そうしますと、先ほど申しました44.1分は、平野部も含めた時間ということで認識しました。

63分ということですから、レスポンスタイムが大変かかるのだと新たに認識しましたが、そうした際、本来ですとドクターヘリは、例えば生命の危機が切迫している重篤な患者、重症患者で搬送に長時間要する場合は、できるだけドクターヘリでなど、そういう一定の出動の要請基準があるかと思いますが、これは日本航空医療学会ドクターヘリ出動要請基準があると伺っていますが、そういう点も踏まえて、今後、先ほどのレスポンスタイム63分ということもありますので、県としての出動要請基準についてお聞かせいただけたらと思います。

○河合地域医療連携課長 日本航空医療学会が定めた基準で、重症の外傷や重症の熱傷、急性の中毒、脳卒中、急性心筋梗塞といった、緊急に治療、処置をしなければ命に危険がある、あるいは予後に重大な障害を残すおそれのあるといった三次の救急患者をドクターヘリの搬送の対象とするというものです。

そういう基準になっていますので、県独自のドクターヘリを導入する場合には、こういった三次の救急患者の方だけではなくて広く重症の患者も搬送できる基準を策定することに向けて、県立医科大学附属病院と南奈良総合医療センター、県総合医療センター、消防機関の方々と基準の策定に取り組んでいる状況です。

○山中委員 三次の救急患者も広く含めて搬送基準の中にとということですので、理解させていただきました。

今後、ドクターヘリの運用については、和歌山県、三重県、本県の3県で共同運航する方向性も一定示されたようにお聞きをしていますので、例えば紀伊半島南部の全域を今後、本県のドクターヘリも含めてどうカバーしていくか運航体制の整備、役割が問われていくかと思っています。

この点については、総括審査で改めて知事にも質問させていただければと、思います。

最後の質問ですが、私どもの先輩の女性議員が一丁目一番地と捉えて推進をしてきた政策が、女性の健康、安全・安心で、こういう観点からと思います。

女性外来について、きょうはお聞かせをいただきたいと思います。

女性の専用外来については、奈良県総合医療センターでは平成15年8月から女性保健医療相談室を立ち上げていただきました。また、県立医科大学附属病院では平成17年4月から女性専用外来を開設をいただいているとお聞きをしています。私どもの要望に対して応えていただいたと評価をしています。奈良県総合医療センターでは、実は担当の女性医師が平成18年3月に退職をされたということがあり、それ以降休止になっています。

そこで、県立医科大学附属病院ではしていただいていますので、これまでの診察の相談件数、推移、女性外来の特徴というか、効果的な話をお聞かせをいただけたらと思います。

○野村病院マネジメント課長 女性専用外来についてお答えをします。

委員がお述べのとおり、奈良県総合医療センターの女性保健医療相談室、県立医科大学附属病院は女性専用外来を開設して要請に応えてきたところですが、奈良県総合医療センターでは現在休止中です。県立医科大学附属病院については、ここ数年、受診患者が年間400名から500名程度で推移している状況で、9割程度が再診の患者です。県立医科大学附属病院の専用外来については、身体的症状を抱えながら治療に至っていない患者を専門の診療科につなげる役割を果たしたり、いろいろな疲労感などの不定愁訴に悩む多くの患者に適切に診療を行っていただいています。以上です。

○山中委員 400名から500名ということで、数的には少しずつですがふえていっている状況かと思います。

県立医科大学附属病院における受診件数、満足度についてもお聞きをしましたが、このように一定のニーズがあるように思っています。

そこで、平成30年度に開院予定の新奈良県総合医療センターがスタートをしますが、ぜひ女性専用外来が再開できればと思いますが、この点についてお聞かせいただけたらと思います。

○野村病院マネジメント課長 新たにできます奈良県総合医療センターでの女性専用外来はどうかというご質問です。

平成30年春のオープン予定で、現在、準備の段階に入っており、診療の内容としては、大きな柱として救急医療、がん医療、周産期医療、小児医療、精神医療、糖尿病治療や災

害医療の充実という点があります。県の政策医療とも深くかかわる分野で、こうした点をまずは固めていかないといけないところです。

その上で、女性専用外来については県立医科大学附属病院の取り組み状況や今後の患者の動向を踏まえて、女性特有の症状や心身の悩みにいかに対応していくべきか、周辺の医療機関との役割分担や連携も視野に入れて、医科大学附属病院や奈良県総合医療センターとも相談し、検討を進めたいと考えています。以上です。

○山中委員 ぜひ再開できる方向で検討をいただきたいと思います。

○田尻委員長 質疑の途中ですが、10分間休憩をいたします。3時20分再開といたします。

15:09分 休憩

15:22分 再開

○田尻委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、発言を願います。

○井岡委員 それでは、独立行政法人の奈良県立病院機構の短期借入金の件について質問します。

今回、短期借入金の限度額の倍の引き上げがありましたが、これはなぜなのか、そして今後の運営資金の推移はどうなるのか、お教え願います。

○中川医療政策部理事 井岡委員のご質問にお答えします。

病院機構の資金繰りの件、キャッシュの件です。

病院機構独立法人化をして運営、約2年になろうというところですがけれども、今回、予算の措置も含めて、独立行政法人としての短期の借入れの限度額を40億円から80億円に引き上げをさせていただくことと、予算としては40億円を超える部分について県からの無利子貸し付けの予算を計上しています。

現状ですけれども、平成26年度から独立法人化をしたわけで、その前後にちょうど、県庁は全部そうなのですけれども、給与の圧縮措置を解除しようと、独立行政法人でも人件費が相当、人の数が多いものですので、それがかなり、人件費の高騰がインパクトとしてこたえており、通常、県立病院の時代から短期借入金はずっと続けていたのです。その人件費の高騰分を収益で圧縮できず、平成26年度末の純損失で約29億円、平成27年度も20数億円が見込まれ、今回、資金繰りが、年度途中にボーナス月等がかなり伸びますので、それに十分対応し切れないということで、病院機構としての短期借入金の限度額

を少し引き上げをさせていただくことで中期目標の変更を承認していただきたいという議案を提出しています。

それから、現在は2行で約20億円ずつ、貸し付けの支援を受けていただいているのですけれども、平成27年度時点では何とか40億円でおさまるかという見込みで、次年度、少し収益をかたく見ておかないといけませんので、40億円ぎりぎりになるということで、今回、引き上げを想定をしているところです。状況としては以上です。

○井岡委員 2年たって中期計画の変更の議決を出されたことで、議会としては県立病院であればかかわることが多いのですけれども、こういう運営交付金の毎年の予算の支出以外は独立行政法人に議会がかかわる機会は唯一、この議決のときしかないのです。県立医科大学附属病院にしても奈良県立病院機構にしても、県立病院から、県から離れてしまったので、県が、議会が独立行政法人に対して物を申すことはこれからはなかなか少ない。なので、こういう議決のときにしか言えないので、言っておきたいのですけれども。

委員からもいろいろな要望はありますけれども、今後、西和医療センターの位置づけも含めて、何でもかんでも言って悪いけれど、抱えてしまったらこういうどんどん資金需要が発生しますし、これから今後、奈良市平松町のところもありますけれども、医者が多いので、理事もきちんと経営をしっかりとやっていただきたいと思う次第です。

短期借入金を上げたときは議決が要りますけれども、下げたときは議決が要りませんか。

○中川医療政策部理事 これは上限額で議決をいただくことになっていますので、どこまで下げるとするのは、多分議決にはならないのかと思います。

○井岡委員 随時、経営状況を、短期借入金のことも含めて毎年報告していただきたいと思っています。

それから、12月議会に南和広域医療企業団で先ほどから川田委員がおっしゃられて、私も12月定例県議会に質問と意見を申し上げましたけれども、再度言っておきます。

平成28年度、平成29年度は立ち上がりを支援されるということで予算を措置されていますが、平成30年以降に赤字が発生した場合は、県と構成市町村が翌年の10月以降に予算計上して、その議決をいただくことを聞いています。各市町村からいろいろな、南和地域の市町村は、大きい小さいありますけれども、南和広域医療企業団の運営会議の中で首長と構成者が議論されるということですから、果たして首長と南和の議会に対してそこまで、2年過ぎたら以降は赤字は折半することを十分周知しておかないと、後になって、県が面倒を見てくれると思われていたらいけないので、川田委員ではないですけれ

ども、交付金がだんだん下がってくる中でそれくらいの覚悟でしていただかないといけないと、周知徹底をお願いしたいと、前に言わせていただきましたけれども、それぞれの市町村の事務部局に十分承知を得た上で運営会議の資料に提出するというので、再度、こういうことを首長に、首長から議会に徹底されたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○中川医療政策部理事 南奈良総合医療センターの運営についてお答えをします。

決定事項としては、首長の集まる運営会議で決定をしていただくということで、これは12月にも議論していただき、2月に決定していただいたのですけれども、事務担当者の会議も別建てでやっていますし、運営会議の前には副首長にこの趣旨を徹底する、運営会議での議決についてご議論いただくことをずっとやっており、次年度以降も年に運営会議を何回かされるとは思いますけれども、その前に担当者の会議、副首長の会議は必ずやる仕組みで進めていくことになっていますので、経営についても議論をしながら進めていくということです。

○井岡委員 今後、徹底していただきたいと思っていますし、医療に関しても奈良県でいろいろ、例えば橿原の医科大学附属病院は橿原市民が7割近く来ている、西和医療センターはほとんどが地域の方、先ほど松本委員が言われましたけれども、国保病院は4町村がやっている。宇陀市立病院、大和高田市立病院も、これは大和高田市周辺の方々が来られて、それは独立で努力されているわけです。全県を見ると、不公平ではないのですけれども、予算の配分が、それでお金をくれというのではないのですけれども、公平な県政の中で医療の施策も予算配分をしていただきたい、それだけです。以上です。

○荻田委員 質問通告はしていませんので、わかる範囲で結構です。

今、私たちのこの奈良県でも老老介護、あるいは高齢化、少子化が著しく進んでいる昨今であります。そういった中で、特に福祉施設にかかわって、いわゆる頑張っていたかなくてはならない介護福祉士が、就職をする人たちがだんだんと少なくなる。あるいはおられても重労働で大変な仕事なものですから、頓挫してやめていかれる。ますます高齢化が進んでいくのにどうなるのだろうと危惧をしています。

特に、これは場所は変わりますけれども、明日、雇用労政課へ聞かせていただこうかと思っておりますが、雇用労政課で、介護福祉士を目指すあなたへということで、就職支援の形で受講者募集をしていただきました。受け入れ先は青丹学園、佐保短期大学で30名、募集要項を提示をしていただいています。国、県で予算措置をするということですから、それぞれ受け入れ先としては非常にありがたいと。そしてまた、受講される方もあり

がたいと。そういったところで、30名を定数として募集をすると。

しかしながら、窓口は一にしてハローワークになっているのです。だから、ハローワークへ行かれた人しかこういった情報開示ができていない。ホームページを見られる方はごく少ないと思うので、こういったことを窓口である地域福祉課として、しっかりと寄り添うという、同じ健康福祉部ですから、片や産業、雇用という部門になりますけれども、これは連携して、何とか30人の確保に向けて、大学もそういった募集ができるとしっかりと事前から共同的に募集体制がとれる形づくりをされることが要るのではないかと思うのですが、この辺について、地域福祉課長にご答弁いただけますか。

○奥田地域福祉課長 介護福祉士の確保に係っての、情報発信でのご質問にお答えをします。

介護福祉士をはじめ福祉人材は非常に確保が大事であると、県も認識しており、平成27年、昨年9月に民間の方々や奈良労働局等も含めて、介護人材確保協議会を設立して、そこで共同連携の取り組みを進めているところです。

今、進めています事業として、まず、介護福祉士の仕事の魅力を発信する、そしてまた……。

(「簡単でいいよ」と呼ぶ者あり)

簡単でよろしいですか。

そういった取り組みをホームページ等で発信するという事業を進めています。

また、来年度は事業所の認証制度を導入して情報発信等も行っていこうと思っており、ポータルサイトをつくらうと思っていますので、そういったポータルサイトの中で他部局や民間等の情報等も含め、連携して発信していきたいと考えています。

○荻田委員 私が聞いているのは、土井健康福祉部長、連携をとりながら、課はまたがりますけれども、そういった定数をせつかく認めていただいた佐保短期大学や、青丹学園にとってはうまくスムーズに形づくりをできるように、一層の努力をしてほしいと思っていますから、あなたが責任を持ってこのことは対応していただきたいと強く要望しておきます。

それから、同じように、先日の参議院の予算委員会でも、待機児童数について随分議論を呼んでいます。子どもを育み育てていく中で共働きをして頑張ってください女性は、大変だろうと思います。そういった中で、何とか保育所へ預けたい。しかしながら定数がいっぱいに入れないというのは、実態として如実に奈良市でもそういう状況が続いています。

この原因は、保育士になりたがらないという傾向が随分出てきているようです。特に保育士になって保育園で勤めていても、重労働だ、強いストレスを感じるなどといって、随分若い人たちの就職が遠のいている感じをお聞きをしていますけれども、このことについて、上山こども・女性局長に、ご答弁をいただきたい。

○上山こども・女性局長 委員がお述べのように、待機児童の問題、大変重要な問題かと思えます。現在、県内でも、先ほども答弁しましたが、10月1日現在で295名の待機児童が発生しています。

その中には保育士不足も一つの原因かと思いますが、委員がおっしゃいましたように、待遇面での課題、労働が非常に過重であるという課題の2つがあるかと思えます。待遇面については給与をどう引き上げていくかですが、これは国に対して引き続き要望もしたいと考えていますが、保育の現場でも、例えば布団の上げおろしや給食の配膳など、必ずしも保育士でなければならない仕事もありますので、そういった部分、保育を補助する人の雇い上げというのも保育士の労働を軽くしていく手だての一つかと思えますので、平成28年度はその雇い上げについても県の補助をしていきたいと考えています。

○荻田委員 上山こども・女性局長におっしゃっていただきましたけれども、奈良市でも定数は定数であるのですが、保育士がいないために人員に達しないと。だから応募がどんどんあっても、なかなかそれがうまくかみ合っていないのが実態だそうです。こういったことについて、県として、保育士の養成、保育士に対するいろいろな職場環境の改善に重点が置かれると思うのです。市が私立の保育園連盟や、あるいは公立的に市に直営やっている保育園に県としてこういう体質改善、あるいはこういった今の状況を踏まえて改善策は、先ほどもお聞きをしていますけれども、その点について、頑張っていないといけないとせば詰まった問題だろうと思えます。この辺について浪越副知事からご答弁をいただきたいと思えます。

○浪越副知事 待機児童の解消に向けて重要な課題ですし、そのためにも保育士の育成、確保は重要な課題だろうと思えます。さまざまな働き方を女性の方がされますので、そういった女性のワーク・ライフ・バランスも踏まえながら、女性の働き方を踏まえて保育士をしっかりと確保していくように、県としても取り組みを強めていきたいと思っています。以上です。

○荻田委員 しっかりやっていただきたいと思えます。

それから、医療に関して、知事の医療に対する思いは、断らない救急医療体制で何とし

でも県民の命を守っていくという、妊産婦の搬送事案等を受けて、奈良県の医療体制の構築をしっかりとやろうではないかとスタートをしたと思うのです。

北にあっては新総合医療センター、中にあっては医科大学、医科大学附属病院、そして今、新しくできた南和病院、南奈良総合医療センターという形で、非常に命の最大拠点として守っていく病院が、それぞれ核になるところが3つの地域にできたということは、県民の140万人口にしては本当にすばらしい医療施設ができたものだと思います。

しかし、先ほど、どなたかがおっしゃったように、地方財政が逼迫している、あるいは人口減少によって当然、地方交付税も影響が出るでしょうし、だんだんと疲弊をしていく、人口が減少する中で、果たしてこの3つの大きな病院の経営がどういう形になっていくのだろうと。10年、20年の期間の中で、これからが大変だと思うのです。

県立奈良病院も今、430床のベッド数です。これが今度は540床という新総合医療センターに変わると。それによって、病院の特徴は全体に断らない救急医療病院であり続けるということは非常にありがたいと思う。けれど540床のベッド数をどのように運営を維持していかれるのか。それぞれの周りの病院、随分あります。知事にも申し上げますけれども、こういった中でそれぞれの民間病院との競合や、いろいろな形づくりをどのように、特色のある病院として、この県民の命を守っていくのか。運営が重要な課題だと思います。

これからの医療体制の充実に向けて、医療政策部長としてどのように感じ取っておられるのか、お聞かせください。

○渡辺医療政策部長 今、ご指摘いただいた点は、非常に本当に大事な点かと思えます。県民の皆様方からも安心した医療を受けたいという要望、非常に高い関心事項です。一方で、経営感覚をしっかりと持って病院経営をやっていかなければならない。

そこで、今ある医療機関、限られた医療資源をいかに活用するか、必要を担保しながら効率よい医療提供体制をつくっていくかになるかと思えます。

県では3つの拠点をご案内のとおり整備したところですが、その中で、ハード整備は進んだものの、県民の方々のことを一番に思った医療を提供できる人材の育成、確保も大事な部分だと思いますし、一方で県民にも、医療に過剰に期待するのではなくて、医療を上手に使ってもらおうという意識の醸成も必要ではないかと考えています。

そういった中で、医療を提供する側と、サービスを受ける側の両方がしっかりと意識を共有することが経営の健全化にもつながっていくのではないかと思いますし、私たち自治

体病院に関係している者としては、大事な医療については赤字になろうとも提供しなければならぬ部分があるかと思えます。ただ、それを皆様方にご理解いただくためには、知事もよく申していますけれども、アカウントビリティー、説明責任が大事だろうと考えていますので、病院の実態についてはしっかりとしたデータを出しながら、関係者で協議をさせていただき、その協議の内容をしっかりと公開していくと。そして問題があれば改善していく、そういったPDCAサイクルを回していくことも大事だろうと考えています。以上です。

○**荻田委員** 決意を語っていただいたわけですし、また、そのようにしっかりと取り組んでいただかなかつたら、奈良県の3病院は成り立っていかないと思えます。

奈良県立医科大学があつて初めて奈良県の医療体制は、医師確保という面については大きな役割、責務を担っていますし、加えて県からも、こういった大学を出す、しかし奈良県にとどまらず、奈良県の民間、公立を問わず、そういったところでお勤めいただけないかと奨励をしてくださっている。このことについては県立医科大学の果たしている役割は、大きなものがあると思えます。総括で知事にもお聞きをしますけれども、そういった大学、それぞれの病院との連携を十分直視しながら、医療にかかわって全力を挙げて頑張っているだけだと思っています。

そこで、新総合医療センターが平成30年春に開院をし、そして、現在の奈良市平松町にある病院の跡地利用について、中川医療政策部理事も随分ご苦勞をいただいて、けんげんがくがくで随分やりましたけれども、ともあれ市と共同戦線を張りながら、なおかつ地域包括ケアシステムを導入しながらも、全国の一つのモデル地域となるような施設づくり、運営をしていきたいという知事の所信でもありますし、そういった中で来年度、新年度としてどのような取り組みをやっていこうとされているのか、お答えいただきたいと思えます。

○**中川医療政策部理事** 総合医療センターの跡地活用についてお答えをします。

今、委員がおっしゃっていただきましたように、奈良市六条に建設中の新病院が平成30年の春にオープンをしていくことになり、その時点で現病院が移転することにタイムスケジュール的になります。跡地についても間をあげないで次の整備を進めていく工程でやっていきたいということで、逆算をしますと、来年度、平成28年度中にはしっかりとした内容の入った構想をつくっていくのが一番大きな課題であると認識しています。

そのためにも、奈良市、カウンターパートであります奈良市医師会、地元の皆さんとの

協議会を並行して進めていますけれども、徐々にですけれども、一つは奈良市については昨年、県と包括協定を結んだ後、明らかに奈良市はこの課題について積極的にかかわっていただいている実感があります。また、医師会についても、この間、現在の医師会の役員の方々の認識が深まってきましたので、議論がかみ合って進めていけているかと。

地元については、昨年からずっと勉強会を重ねていますし、できるだけ地元も、もう少し、要望というよりは自分たちとしてもこんなまちにしていきたいという意見を出していただければありがたいということで、それらを踏まえて、平成28年度中に具体的な次の年度に進めるような、しっかりとした構想をつくっていくのが次年度のメインの仕事かと認識しています。以上です。

○荻田委員 実施計画に向けて段階的に今やっていただいていると。知事鳴り物入りの一つのモデル地域としてその地域を整備をしたいということです。医療施設、あるいはお年寄りを含めた施設、子どもたちが一緒になって育む場所づくりなど少子高齢、そして地域が一体とした参加型のまちづくりをされるということです、その辺は平松地区のまちづくりともあわせて、市はもとより、やはり地域が大事です、そういった中で、包括協定の本意を酌み取って頑張っていただけたらと思うところですし、片や、受けるほうの六条山については、今、西の京自動車学校の跡地のエリアで、一つの施設をつくることになっていますが、西川総務部次長、あれはあなたのところの担当ですね。そこで現在どうなって、そろそろ決定されるのか、それをお答えください。

○西川総務部次長 今、荻田委員から質問がありました、新しい病院が移転する近所にあります西ノ京の県有地、具体的には旧自動車学校跡地、警察の宿舎と旧の五条山山荘の土地ですが、一体的に県で民間の活力を導入してまちづくりをしようと、昨年6月に基本構想を発表して、その後、12月から募集を開始したところです。

現在は、今週、3月14日から17日の間に事業者から提案を出していただく期間となっており、提案が出れば、その後、審査会を経て審査、決定していきたいと考えています。以上です。

○荻田委員 西川総務部次長からお話ありましたように、早々に3月中には決定されるのだらうと思うのですが、ともあれ六条地区とも十分な協議を重ねた結果の話だらうと思えますから、跡地利用については地域と一体となってその間も土地利用できるように、対応をお願いしたいと要望をしたいと思います。

次に、先日、障害者に対する熱い思いを申し上げました。知的障害者支援について申し

上げたいと思います。

心身障害者支援のあり方について、統計では平成27年3月現在、知的障害者は、障害程度は重度、軽、中になるかと思いますが、1万1,000人おられるようです。18歳未満の児童は約3,000人、18歳以上65歳未満が7,000人、65歳以上の方が1,000名の方が奈良県内に在住をされているということです。

新年度の予算のタイトルが、障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり推進をしていきたいと思います、こんな温かい、知事をはじめ担当されているそれぞれの県庁の方々は熱い思いを持って対応していただいたからこそ、こういう障害者とともに生きるというタイトルになっているのだと思います。そういう形でどんどんうまく対応をしていただいていると思っておりますけれども、重度の障害者のような方々は療養介護を受けながら入所施設が必要である。障害者支援は、特に障害者支援施設や障害福祉サービスの事業所を利用されるのが実態です。ましてや県、市町村、これまで以上に社会福祉法人やNPO等の民間団体が行う新規の事業や、あるいはその事業所によって事業の拡大をされる。こういった障害者支援に力をどんどんと、そういった思いで事業所は起業していきたいということだそうです。

土井健康福祉部長として、今、申し上げた点について、現状と、新年度から障害者支援はこういうことを頑張っていくというご回答をいただきたいと思います。

○土井健康福祉部長 ただいま障害者支援についてお尋ねをいただきました。

委員もお述べいただきましたけれども、県としては、障害者施策の推進に当たり、障害のある人に寄り添って生活全般にわたる包括的な支援を行うことを基本的、普遍的な心構えという形で取り組んでいます。

その中で、委員がお述べの障害者支援施設は、障害のある人が必要とする障害福祉サービスは、さまざまなものがあり、それを提供する施設、事業所です。したがって、県としては、今お述べのとおりですけれども、障害のある人の生活介護、自立訓練、就労支援といった日中活動の場、居場所の場、入所といった住まいの場を確保しようということを目指して、施設の新設、開業に対して補助を行うとともに、施設で支援をしていただく方々に対してもスキルアップ、質向上に向けた取り組みをしています。

もう1点、よろしいですか。

(「いや、もういいわ」と呼ぶ者あり)

もういいですか。はい、わかりました。

○荻田委員 私が、この間もどこの委員会だったか、差別発言、人権を守ってほしいと申し上げました。いずれ知事にもお聞きをしますけれども、実は奈良市内において、知的障害施設を建設をしたいということでした。その地域は市街化調整区域でもあり、開発に伴う地元の同意、同意というよりも意見を付していただきたいという開発指導課の意向でした。しかしながら、建築確認は地元同意が要りませんということだったものですから、事業所として地元説明を、自治会の役員会、付近の方々に集まっていただいて、いろいろ説明会をされたのです。

そのときの話を申し上げますと、施設は重度か軽度か、どうなのかと。そしてもう一つは、刑務所から出所をしてきて、なおかつ知的障害者ゆえもって行くところがそういう施設がいだらうということだったものですから、それは入所させるのかさせないのかということでした。法務省は、そういったところに措置をすべきであるの見解としては言われています。しかし、その明くる月に町内清掃の中で、あの話を聞いたけれども、間違いが来る施設だと。よって、このまちの将来はないとこういうことでした。このことについて、私、奈良市にも申し上げます。しかしながら、県として人権差別、あるいは障害者に寄り添う心の根が私は一番大切なところだと思うのですが、健康福祉部長からご答弁いただきたい。

○土井健康福祉部長 委員がお述べのように、奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例がいよいよこの4月に全面施行となります。これを契機に、市町村あるいは障害者団体と一層連携強化、協働して、さらにはくらし創造部は人権施策ということで担当していますから、そちらとも連携を強化しながら、障害のあることを理由とする差別の解消、近隣の方々の意識啓発に取り組んでいきたいと考えています。

○荻田委員 県は、担当の課は2つ、3つにまたがるので、奈良市に対して、こういう話がありましたと、しっかり伝えてください。私は、市は副市長をはじめ福祉部にも話していますから、知的障害施設の必要性をお話いただきたい。これは篤とお願いをしておきます。

毎日毎日、私も午前8時前に事務所に行くのですけれども、通っていく中で、バス停の前へ奈良西養護学校のバスがとまります。雨でも風の日でも、必ず、自転車に乗せて子どもをそこまで送ってこられる。その姿を見るだけでも、本当につらいと。このような子どもたちに寄り添う社会性が一番大切であると私は思っています。立場を入れかわって、その立場になり切れませんが、県庁の職員もそろってそういう弱い立場の方々に目を

向けて、より一層こういう事業、方々に目を向け合いながら支えていただきたいと、強くお願いしたいと思います。

こういった一連のことについても、知事にもお聞きしたいと思っていますので、よろしく頼みます。

終わりになりますけども、観光について少し申し上げたい。

荒井知事になって、非常に観光振興に力を入れていただいていると。私はいつも申し上げますけれど、日本の知事は、それぞれおられますけれども、本当に頑張っていたいる観光振興や企業誘致、この両面です。歳入増を得られるか得られないかによって日本国中の知事が取り合いをしている、こういう合戦です。何とか頑張って観光客の誘客を促進したい、この気持ちは一にしてよくわかります。

だからこそ、宿泊の問題も、外国人の観光客の入り込みも、いろいろ聞いています。例えば観光庁の統計で滋賀県の外国人の宿泊者数は、前年に比べて75%の増であったと。23万3,500人が、滋賀県といってもほとんど大津です。大津は何がいいのか、もちろん京都、大阪が宿泊施設がいっぱいになるものですから、隣の滋賀県へ訪れると。そこが雄琴温泉です。そこで何がいいのか、琵琶湖、雪、温泉、水。こういう自然環境がいいからそういうことになっているのだろうということでした。

全国的に前年に比べて昨年多かったのは、統計上は一番は山梨県です。前年に比べて92.8%の伸び率、滋賀県が75%でした。和歌山県もご多分に漏れず、平成27年では30万3,574人が外国人としての宿泊者数でした。このことから、奈良県としても宿泊施設が少ないものですから、あしたの予算審査特別委員会でまちづくり推進局でお話もさせていただきますけれど、ホテル誘致が実現する形になってまいりました。

大宮通りも、奈良の地域も随分活況を満たしていくものだと思います。だからこそ、この3年、4年これからが荒井知事にとっても一番のやりがいのある、やりどころのある事業展開ではないかと思います。

春、夏、秋、冬と随分頑張ってくださいています。県庁職員も随分頑張ってくださいています。知事が機関車みたいなものですから、皆さんは汗して頑張っていこうと、同じような気持ちで頑張ってくれています。本当に感謝しています。だからこそ、もっともっと皆さん方の汗して働いたものが果実となって、いろいろな形で奈良県の税収増につながる形づくりをぜひしていただけたらと思うところです。

1月29日から5日間、奈良大立山まつりがありました。現に来場者数について、県は

5万1,000人だと。朝からお話もあったなら維新の会は2万6,230名という来場者があったと。朝の発言を聞いていますと、この問題については、これからまだまだ大立山まつり実行委員会で事業報告会計報告など、いろいろな形づくりをして鮮明になっていくものだと私は思っています。最初の年ですから継続は力なり、継続をしていくことによってもっとよりよい、いいものができ上がっていく。そういった中で、5万1,000人、あるいは2万6,230人は、数字でも世間に知らしめられています。

そこで、県として、浪越副知事はどのように思われるのですか。

○浪越副知事 朝、川田委員から、カウントの場所の重複の部分があるのではないかとという話で、当初、県は報道発表の段階から、重複の部分は生じてくるという形は申し上げていました。

朝、地図で進入路の部分を見ていただいたかと思えますけれども、実際にやってみて驚きましたのが、北側からの入場が結構あったということが今、考えているところです。つまり5番でかなり、ここは出演者の方が入れられるところですが、実はここに出演者の方がバスでどんどん入れ、その後、その右側に平城京遺構展示館があり、その駐車場の部分も200台ぐらいの駐車スペースがあり、これを開放されましたので、そこからかなりの数が入られたのではないかと我々は考えているところです。

こういった形で、ここの部分については南側だけでカウントしてしましたので、この部分については明確にカウントできなかつた。この部分は県としては反省点があろうかと思っていますが、見ていただきましたように、なら維新の会でお調べいただきました北側のブルーの部分の点ですけれども、まさに北の部分で少し、先ほど多く来られたのではないかとという話があるのですが、この北のブルーのなら維新の会のところは、資料にもありましたように、県のスタッフの進入ルートになっていまして、車をとめるためには許可証を見せて中に入っていく形をとっていた部分です。この部分で70台ぐらいの駐車場しかなかったのですけれども、今、1,000人ぐらい入られたという数字を見ますと、かなり北側からの部分で入られていることになっているのかと思っています。

もう一つがあったかもん広場のところですが、1月29日、30、31日で、あったかもんをやり、大体合わせますと川田委員からお示しいただいた資料では1万9,000人ぐらいの入場ということになっています。考えていたのが、あったかもんについては1万8,000食が出ている形になっているので、この状況ですけれども、それぞれ、土曜日、日曜日についてはかなりの数の方があったかもんに並んでおられて……。

○田尻委員長 浪越副知事、簡潔にお願いします。

○浪越副知事 終了後もおられたということです。

こういった状況を考えますと、県の5万1,000人という数字がある程度実態をあらわしているのではないかと考えているところです。

○荻田委員 いずれにしても、なら維新の会の方々もどんなものだろうと思って一生懸命やったださっている。なら維新の会としても、奈良大立山まつりをオフシーズン対策としてはしっかり応援していこうと言っているのです。この気持ちと、それから相対する人数、来場者数については、これから先ははっきりしていただろうと思います。だから、この辺はあなたたちも説明責任はきちんと果たしてください。それでなかったら大変なことになるのだらうと思います。先に進んでいけないと思うのです。だからこそ、この問題については謙虚に、今度の来場者の人数確保についていろいろなやり方をしながらされたけれども、いや、これはやはり私たちも間違っていた、こういう方向のほうがよかったということも随分反省材料はあると思うのです、これから先の取り組みとこれからの課題は、どういうものがあるのか。私が申し上げたように、これからのきちんとした見解を示されて対応されたらどうですか。

○浪越副知事 朝からも申し上げておりましたように、大きなイベントですので、しっかりと取り組んでいかなければいけない、数字についてもしっかりと把握していかなければいけないと反省をしています。

今後このまつりがどういう展開をしていくのか、平城宮跡の中でいろいろな場所に展開をしていくことになるだろうと思っています。今回のカウントの仕方も踏まえて、今後、改善すべきところをしっかりと議論して改善をしていきたいと思っています。以上です。

○荻田委員 知事に、こういった点について総括で質問したいと思います。以上です。

○川田委員 今の奈良大立山まつりの話を聞いていて、あったかもんも関係ないということとを答弁されて、荻田委員、なぜまた、もとどおりのわけのわからない意味に戻るわけですか。きちんと一つ一つ確認をとってやってやったではないですか。それで終わっていたのではないですか。

なぜ人が質疑していることに対して、またこういうぶり返しがあるのか意味がわからないのですけれど。午前中、記者の方も全部来ていたし、きちんと答弁聞かれているし、あったかもん広場も関係ないということで、それはきちんと認めていただいて、そして、今度そういった点を点検をいただいて、最後は浪越副知事と同じ答弁だったと思いますが、

改善してやっていこうということでしたので、言っている内容が変わっていたら、やはりその辺は委員長、答弁ですからおかしいです。

質疑のときに言いましたけれど、誰が責任だとか云々などと言っているのではなくて、我々も調べてきてこのように報告させていただいて、事実を出しているわけだから、それにはいろいろな言いわけをしたりなどするのではなくて、それは真摯に受けて、おかしいところはおかしいであって、検査して調べて今日まで来たわけですから、それが行政の節度だと思いますので、それは職員もきょうの対応を見ていて、それを信じているわけですから、節度を持ってやっていただきたいと思います。

委員長も答弁が変わらないようお願いしたいと思います。以上です。

○田尻委員長 今、川田委員からもございましたが、知事の総括審査もあります。そこでの質問等も考えられますので、その点、もう一度、浪越副知事、理事者で意見の統一をしていただくようお願いをしておきます。

○今井委員 先ほど私が質問したことで答弁をいただいている点がありましたので、再度確認をしたいのですが、奈良大立山まつりに県の職員の方がたくさん参加をされていましたが、給料の支払いがあったのかなかったのかをお伺いしたいと思います。

○林観光プロモーション課長 立山の引き手に関しては、ボランティアという形でした。あとは会場運営で係員として従事した県職員については、超勤手当、代休等で対応しているところです。以上です。

○今井委員 何人ぐらい参加していただいているのでしょうか。

○林観光プロモーション課長 今、正確に手元に資料がありません。また改めて示します。

○田尻委員長 ほかに質疑ございませんか。

なければ、これをもって観光局、健康福祉部、こども・女性局、医療政策部の審査を終わります。

明、3月17日は、午前10時より県土マネジメント部、まちづくり推進局、水道局の審査を行います。

なお、昨日、委員からの請求のありました資料をお手元にお配りをいたしますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれをもって終わりとします。